

【第2編 基本計画編】

第2章 災害応急対策計画

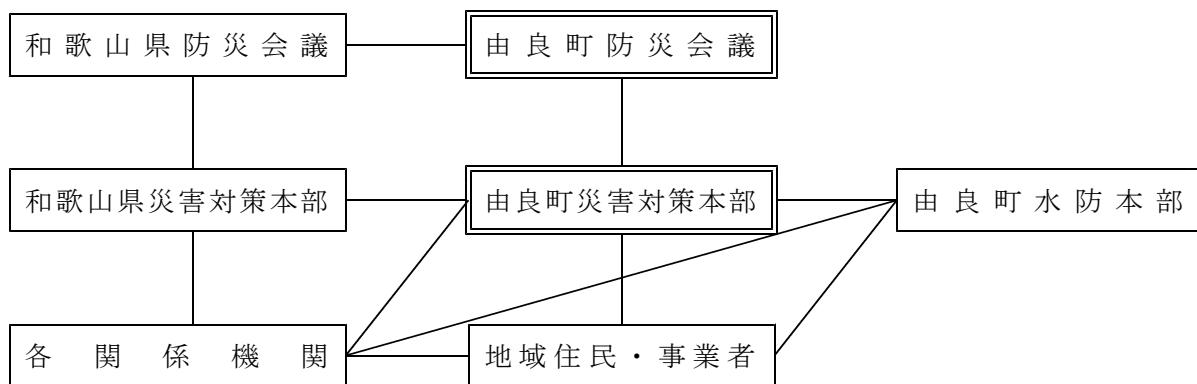
第2章 災害応急対策計画

第1節 応急対策のための体制整備

第1項 防災組織

[各部]

災害時の応急対策活動に即応するため、町は、県、その他の関係機関と連携を図るとともに、地域住民及び事業者の協力を得て総合的且つ一体的な防災体制を確立する。



1 由良町防災会議

町長を会長として由良町防災会議条例（昭和37年12月由良町条例第12号）に定める委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、その他災害対策基本法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うことを任務とする。

2 由良町災害対策本部

町長を本部長とし、由良町、由良町教育委員会、由良町消防団等を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助、その他の災害応急対策活動を包括する。

3 由良町水防本部

由良町における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される組織であるが、由良町災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 災害対策連絡室

災害対策本部設置以前の段階として、配備体制が発令されている場合において、連絡調整を強化する必要があるときは、災害対策連絡室を設置し、災害の警戒及び災害の予防・応急対策に関する連絡調整に万全を期す。

第2項 災害配備体制

[各部]

1 配備区分及び動員基準

職員の配備区分及び動員基準は、下記の配備表による。

気象状況等により、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき、又は災害の予防・応急対策にあたる必要があるときは、事態に応じた「警戒体制」、「配備体制」につき、気象・水防等の情報収集及び連絡調整、避難勧告等の発令、被害状況等の調査や災害の予防・応急対策など主に中小規模の災害発生に備えた体制をとる。

町域内に大災害が発生し、又は重大な災害が発生するおそれがある場合は、町長を本部長とする「災害対策本部」を設置し、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

表1 配 備 表

区 分	動 員 基 準	内 容	構成人員
警 戒 体 制	<p>ア 紀中「由良町」に大雨又は洪水警報が発表されたとき。 (自主参集)</p> <p>イ 紀中「由良町」に波浪警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 副町長が必要と認めたとき。</p>	気象状況等により災害の発生が予想され、警戒を必要とするときで、災害の警戒にあたり、気象警報等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期す体制	災害警戒体制職員編成表の一つの班の職員
災 害 対 策 連 絡 室	<p>ア 紀中「由良町」に暴風及び大雨又は高潮警報が発表されたとき。 (自主参集)</p> <p>イ 台風により災害が発生するおそれがあると認められるとき。</p> <p>ウ 副町長が必要と認めたとき。</p>	中規模災害までを視野に入れた所要人員をもって、災害に対する警戒体制をとり、中小規模の災害が発生した場合に直ちに迅速な活動を行うことができる体制	災害警戒体制職員編成表の二つの班の職員
災 害 対 策 本 部	<p>ア 台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮）が発表されたとき。</p> <p>ウ 大規模な事故（爆発・多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）が発生したとき。</p> <p>エ 町長が必要と認めたとき。</p>	全職員をもって大災害が発生した場合に直ちに迅速な活動を行うことができる体制	災害警戒体制職員編成表の全ての班の職員

※警戒体制及び配備体制の人員については、速やかに総務政策課長に報告する。

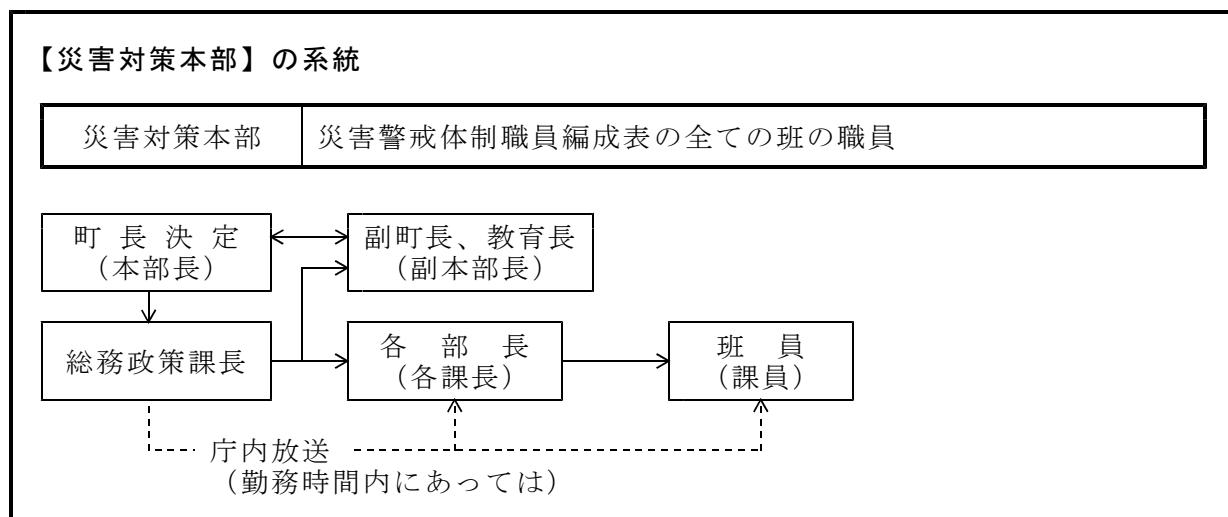
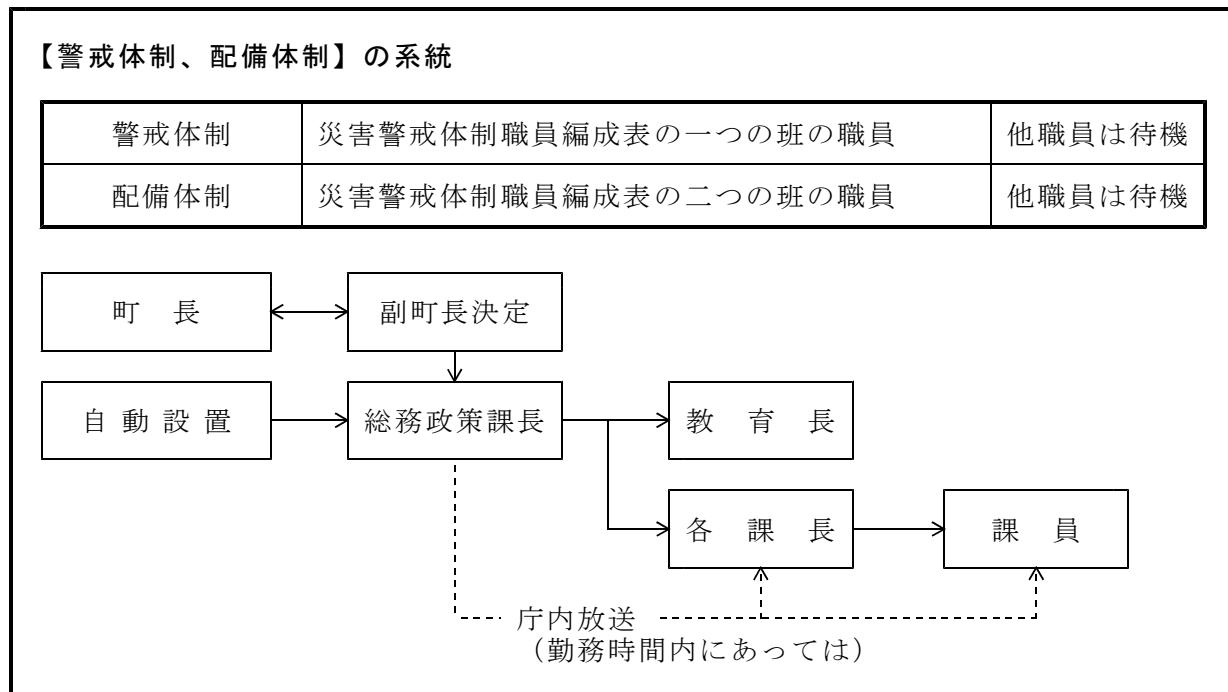
※災害対策本部設置以前の体制：副町長は状況判断により事態に応じて人員を適宜増減することができる。

※災害対策連絡室：配備体制が発令されている場合において、連絡調整を強化する必要があるときは、

災害対策連絡室を設置する。

2 指令・動員の伝達

指令及び動員の伝達は、下記の系統で行う。



第3項 災害対策連絡室

[各部]

災害対策本部設置以前の体制として、配備体制が発令されている場合において、連絡調整を強化する必要があるときは、災害対策連絡室を設置して、災害の警戒及び災害の予防・応急対策に関する連絡調整に万全を期す。

ただし、水防関係の体制については、由良町水防計画の定めるところによる。

1 災害対策連絡室の設置及び閉鎖の基準

(1) 設置の基準

- ア 配備体制の動員指令が発令され、連絡調整を強化する必要があるとき。
- イ 副町長が必要と認めたとき。

(2) 閉鎖の基準

- ア 災害発生のおそれがなくなり、災害対策連絡室の閉鎖が適当と認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 設置場所

- ア 災害対策連絡室を庁舎3階大会議室に設置する。
- イ 連絡室には災害対策連絡室用電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX、テレビ、パソコン、以下必要に応じて設置する。

(4) 設置決定の伝達

災害対策連絡室設置決定の伝達は、総務政策課長が各課長に伝達し、各課長は課員に伝達するとともに在庁時にあっては庁内放送で伝達する。

(5) 動員の決定者

災害対策連絡室の動員については、副町長が災害の状況により決定する。

ただし、次の者は独自に所属職員等の動員を決定できる。

○ 消防団にあっては消防団長

2 災害対策連絡室の組織・活動内容

(1) 災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）の組織

副町長を室長とし、総務政策課長を副室長とする。また、連絡室には、各課から室長が必要と認める人員を常駐させる。

(2) 活動内容

連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたる。

(3) 連絡室会議

総合的な予防・応急対策の基本方針を決定するため、連絡室設置と同時に連絡室会議を開く。

連絡室会議は、室長、副室長、各課長等で構成し、次の事項を決定し、その実行を推進する。

ア 災害の予防・応急対策活動の基本方針に関すること。

- イ 配備人員に関すること。
- ウ 各課室間の連絡調整に関すること。
- エ 住民等の避難、避難所の開設に関すること。
- オ 関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 応援要請に関すること。
- キ その他災害に関する重要な事項

第4項 災害対策本部

[各部]

災害対策本部は、由良町災害対策本部条例（昭和37年10月由良町条例第14号）の定めるところにより設置する。

1 設置及び閉鎖の基準

(1) 設置の基準

- ア 台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。
- イ 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮）が発表されたとき。
- ウ 大規模な事故（爆発・多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）が発生したとき。
- エ 町長が必要と認めたとき。

(2) 閉鎖の基準

- ア 災害応急対策が一応終了したとき。
- イ 災害発生のおそれがなくなり災害対策本部の閉鎖が適当と認めたとき。

(3) 設置場所等

- ア 本部（本部会議）を庁舎3階大会議室に設置する。
ただし、役場庁舎が被災したときは、ゆらこども園（2階）に設置する。
- イ 本部には、災害対策本部用電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX、テレビ、パソコン、以下必要に応じて設置する。

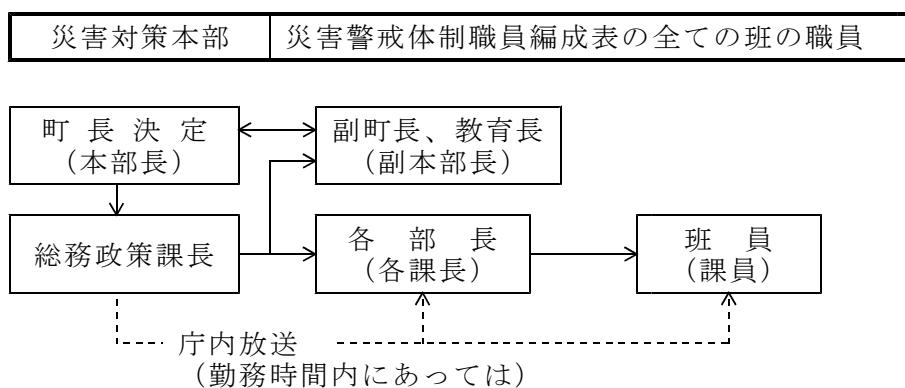
(4) 設置決定の伝達

本部設置決定の伝達は、総合調整部長（総務政策課長）が各部長（各課長）に伝達し、部長（課長）は班員（課員）に伝達するとともに、在庁時にあっては庁内放送で伝達する。

2 動員

災害時における職員の動員は、本部長の決定に基づき、次のとおり実施する。

(1) 動員の伝達



(2) 動員の決定者

災害対策本部の動員については、町長が災害の状況により決定する。

ただし、次の者は独自に所属職員等の動員を決定できる。

- 教育委員会にあっては教育長

- 消防団にあっては消防団長
(3) 動員の要領

ア 勤務時間内の動員

① 町長が動員を決定したときは、総合調整部長は、副本部長、各部長に連絡するとともに庁内放送で伝達する。

伝文例 動員指令（2回）

台風災害により 災害対策本部体制 発令（2回）

② 動員指令を受けた各部長は、速やかに所属班員を動員し、動員した職員その他必要事項を総合調整部長に報告する。

イ 勤務時間外の動員

① 警備員（休日においては日直職員）が勤務時間外に動員を行う必要があると思われる情報（津波注意報又は各警報の発令等）を得たときは、直ちに総務政策課長に報告する。総務政策課長は町長及び副町長に報告する。

② 町長が動員の決定をしたときは、総務政策課長（総合調整部長）は直ちに各部長及び各班長に伝達する。指令を受けた班長は、所属班員を動員する。

③ 電話不通時にあっては、伝令・防災行政無線等による。

④ 各班は、動員の系統、連絡方法等を確保しておく。

ウ 消防水防班の動員の特例

消防水防班長は、実施部隊たる特質に鑑み、前記動員要領によることなく、独自の判断に基づき班（団）員の動員を発令することができる。

ただし、本部の体制が確立した段階で本部長に報告する。

エ 動員者数

動員決定者（本部長）は、災害の状況により人員を適宜増減できる。

オ その他

災害対策本部が設置されない場合においても、特に町長の指示により本部体制に準じた動員を行うことができる。

3 災害対策本部の組織

(1) 組織

町長を本部長とし、由良町、由良町教育委員会、由良町消防団等を統括する構成であり、その組織は別図（由良町災害対策本部編成表）に示すとおりである。

(2) 本部長の代理等

町長を本部長とし、副町長、教育長を副本部長とする。

ただし、本部長（町長）が事故にあるときは、記載の順に副本部長が職務を代理する。

(3) 本部会議

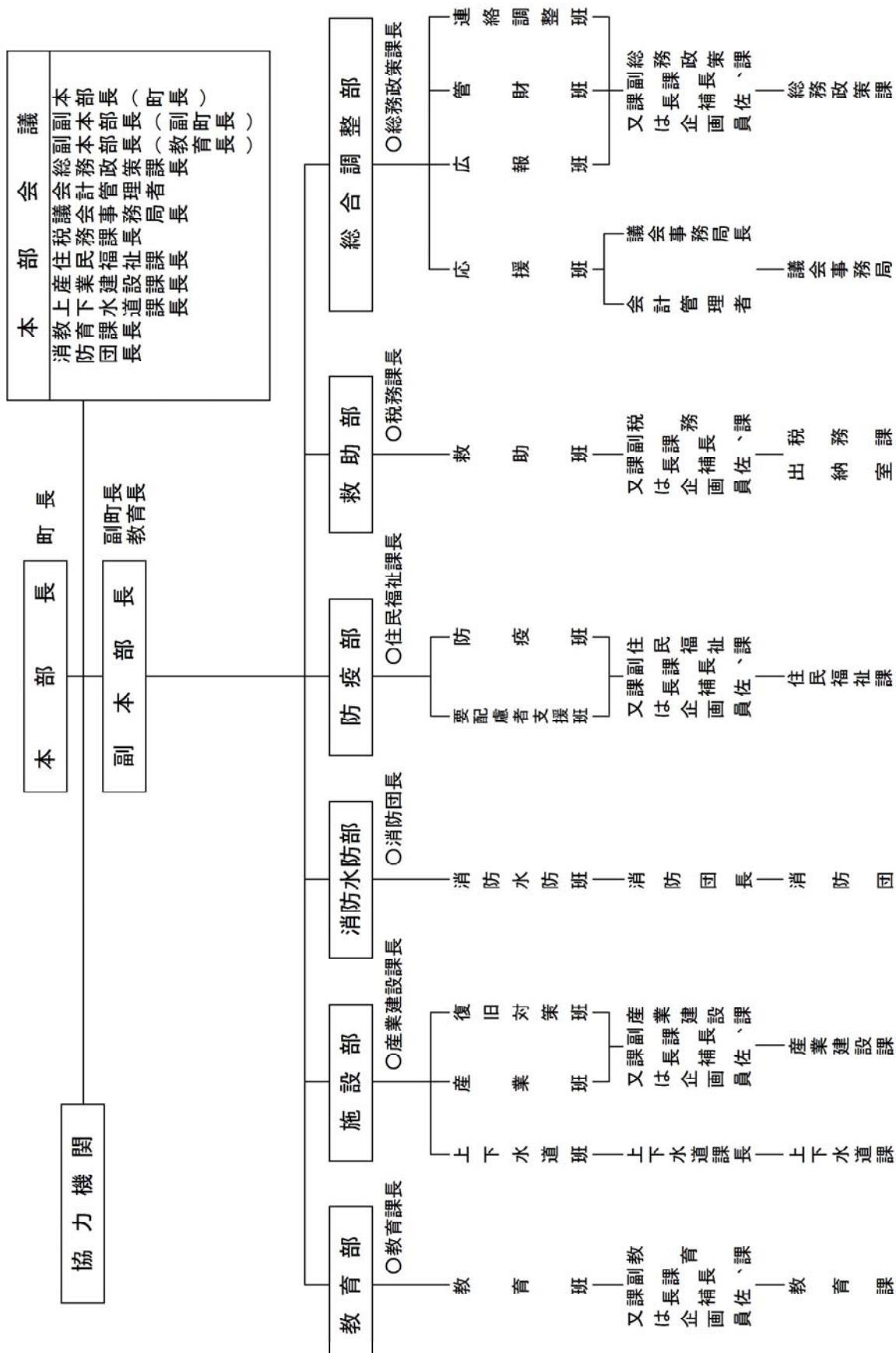
総合的な応急対策の基本方針を決定するため、本部設置と同時に本部会議を開く。

本部会議は、本部長、副本部長、各部長等で構成し、次の事項を決定し、その実行を推進する。

- ア 災害応急対策活動の基本方針に関すること。
- イ 配備人員に関すること。
- ウ 各部各班間の連絡調整に関すること。
- エ 住民等の避難、避難所の開設に関すること。
- オ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- カ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 応援要請に関すること。
- ク その他災害に関する重要な事項

由良町災害対策本部編成表

(平成31年4月1日現在)



部長担当職	班 (班長担当職)	構成課等	所掌事務
総合調整部 部長 (総務政策課長)	連絡調整班 (総務政策課 副課長、課長補佐 又は企画員)	総務政策課	1 災害対策本部の各部その他関係機関団体との連絡調整にに関すること。 2 被災地の状況の収集に視察するに関すること。 3 被害状況の報告に伝達するに関すること。 4 命令決定事項及び命令の執行に関すること。 5 職員の動員及び派遣するに関すること。 6 被災地の指揮・指導に必要なこと。 7 被災地の対応に必要なこと。 8 被災地の対応に必要なこと。 9 その他必要なこと。
	管財班 (総務政策課 副課長、課長補佐 又は企画員)	総務政策課	1 財務に関すること。 2 庁舎の管理に無線、有線電話の管理及び公用自動車の配車に関すること。 3 その他必要なこと。 4 応急対策物販入に関すること。 5 その他必要なこと。
	広報班 (総務政策課 副課長、課長補佐 又は企画員)	総務政策課	1 災害対策広報チームの設置及び運営に関すること。 2 町民に機関紙を発行するに必要なこと。 3 報道機関に現地取材するに必要なこと。 4 災害情報の収集に必要なこと。 5 災害時の相談・広報活動に必要なこと。 6 その他必要なこと。
	応援会班 (議会会計管理者)	各課等職員 (議会事務局)	1 総合調整部及び各部の応援に関すること。 2 その他必要なこと。
救助部 部長 (税務課長)	救助班 (税務課 副課長、課長補佐 又は企画員)	税務課 税出納室	1 総合調整部及び各部との連絡調整に実施に必要なこと。 2 救助活動に必要な資材の収集に必要なこと。 3 救助物資の輸送に必要なこと。 4 救助物資の保管に必要なこと。 5 救助物資の分配に必要なこと。 6 避難所の開設に必要なこと。 7 避難所の運営に必要なこと。 8 災害証明の発行に必要なこと。 9 その他必要なこと。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	構成課 等	所掌事務
防 疫 部 (住民福祉課長)	防 疫 班 (住民福祉課 副課長、課長補佐 又は企画員)	住民福祉課	1 総合調整部及び各部との連絡調整に関すること。 2 緊急害虫の整備の総括に及ぼすに關すること。 3 医薬品活動及び医療品の収集に關すること。 4 必要な情報に關すること。 5 防疫活動及び医療品衛生、防護措置に關すること。 6 食品衛生予防に關すること。 7 感染症の発生に關すること。 8 汚物処理に關すること。 9 防疫用具の供給に關すること。 10 その他必要なこと。
	要配慮者支援班 (住民福祉課 副課長、課長補佐 又は企画員)	住民福祉課	1 総合調整部及び各部との連絡調整に関すること。 2 避難準備者の登録に關すること。 3 要配慮者の登録に關すること。 4 要配慮者に配られた食料品・介護用品・人材・移送手段に關すること。 5 その他必要なこと。 6 その他必要なこと。
消防水防部 (消防団長)	消防水防班 (消防団長)	消防団	1 総合調整部及び各部との連絡調整に関すること。 2 消防、対策に關すること。 3 被害に關すること。 4 その他必要なこと。

部長担当職	班長担当職	構成課等	所掌事務
施設部 部長 (産業建設課長)	復旧対策班 (産業建設課副課長、課長補佐 又は企画員)	産業建設課	総合調整部及び各部との連絡調整に関すること。 公共施設に係る災害時に必要な工事に係る災害復旧等の対策全般に係る災害に係る災害対応資材の調達に関すること。
	産業班 (産業建設課副課長、課長補佐 又は企画員)	産業建設課	農林水産物の被害状況収集に関すること。 農林水産業に伴う農業災害に係る災害対応の融資を申請する場合に必要な融資申請に関すること。 農業・漁業の災害に係る被災者に対する被扶助金の支給に関すること。 農業商工災害に係る被扶助金の支給に関すること。
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	被災地の給水に関すること。 被災地の水道施設の被災状況収集に関すること。 被災地の水道施設の修理工事施工に関すること。
教育部 部長 (教育課長)	教育班 (教育課副課長、課長補佐 又は企画員)	教育課	総合調整部及び各部との連絡調整に関すること。 各部活動に必要な機運向上に係る情報収集に関すること。 各部活動に必要な機運向上に係る情報収集に関すること。 各部活動に必要な機運向上に係る情報収集に関すること。

※災害の種類、程度により、本部内に事務分担の片寄りがある場合は、各部より必要な部に対して応援するものとする。

4 その他

(1) 町民及び関係機関への周知・連絡

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を町民及び関係機関へ周知・連絡する。

主な周知・連絡先

- ア 県（知事、災害対策課、日高振興局）
- イ 防災会議委員
- ウ 御坊警察署
- エ 報道機関
- オ 町民等

(2) 標識

災害対策本部を設置したときは、次の標識を本部入口に掲出する。



(3) 本部職員の身分証、腕章及び自動車標識（ただし、消防団員を除く。）

ア 身分証

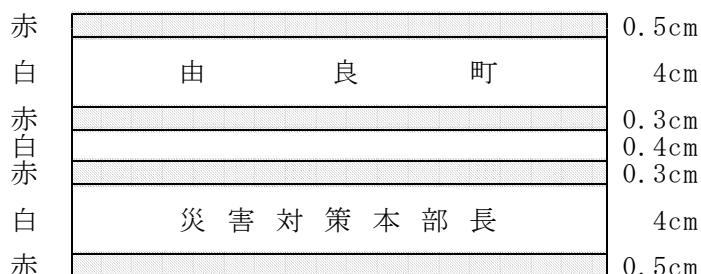
本部職員の身分証は、町職員証とする。

イ 腕章

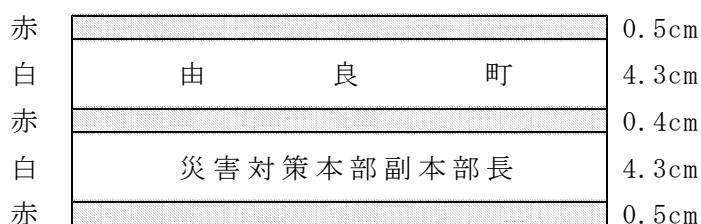
本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務にあたる者は、次の腕章を左腕に着用する。

① 本部長腕章

横：38cm 縦：10cm



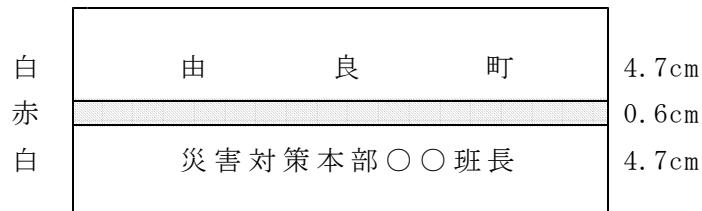
② 副本部長腕章



③ 部長腕章



④ 班長腕章



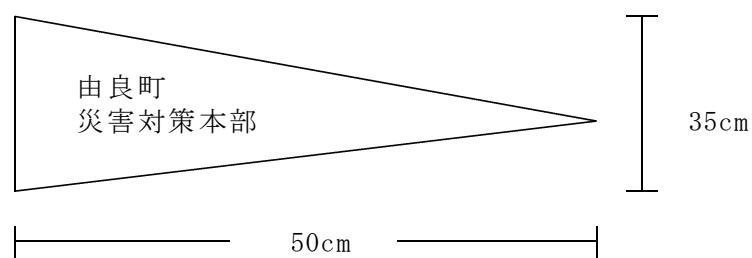
⑤ 班員腕章



ウ 標旗

災害対策本部で災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗をつける。

車側用



第5項 水防配備体制

[各部]

水防本部及び水防体制については「水防計画」による。

第6項 その他の災害時の配備体制

[各部]

突発災害が発生した場合における配備体制は、その都度町長の指示する配備体制を編成する。

第2節 情報通信に関する計画

第1項 情報収集・伝達計画

[総合調整部、施設部、消防水防部]

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速且つ正確な情報収集、調査及び伝達を行い、的確に災害救助等の応急措置を実施する。

1 実施担当者

災害に係わる情報の収集と伝達業務は、本部長（町長）が実施し、総合調整部、施設部、消防水防部が担当する。

2 気象警報等の種類及び発表基準

(1) 特別警報、警報及び注意報（地震・津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）

ア 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表1に示すとおりである。

イ 警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表2に示すとおりである。

ウ 注意報

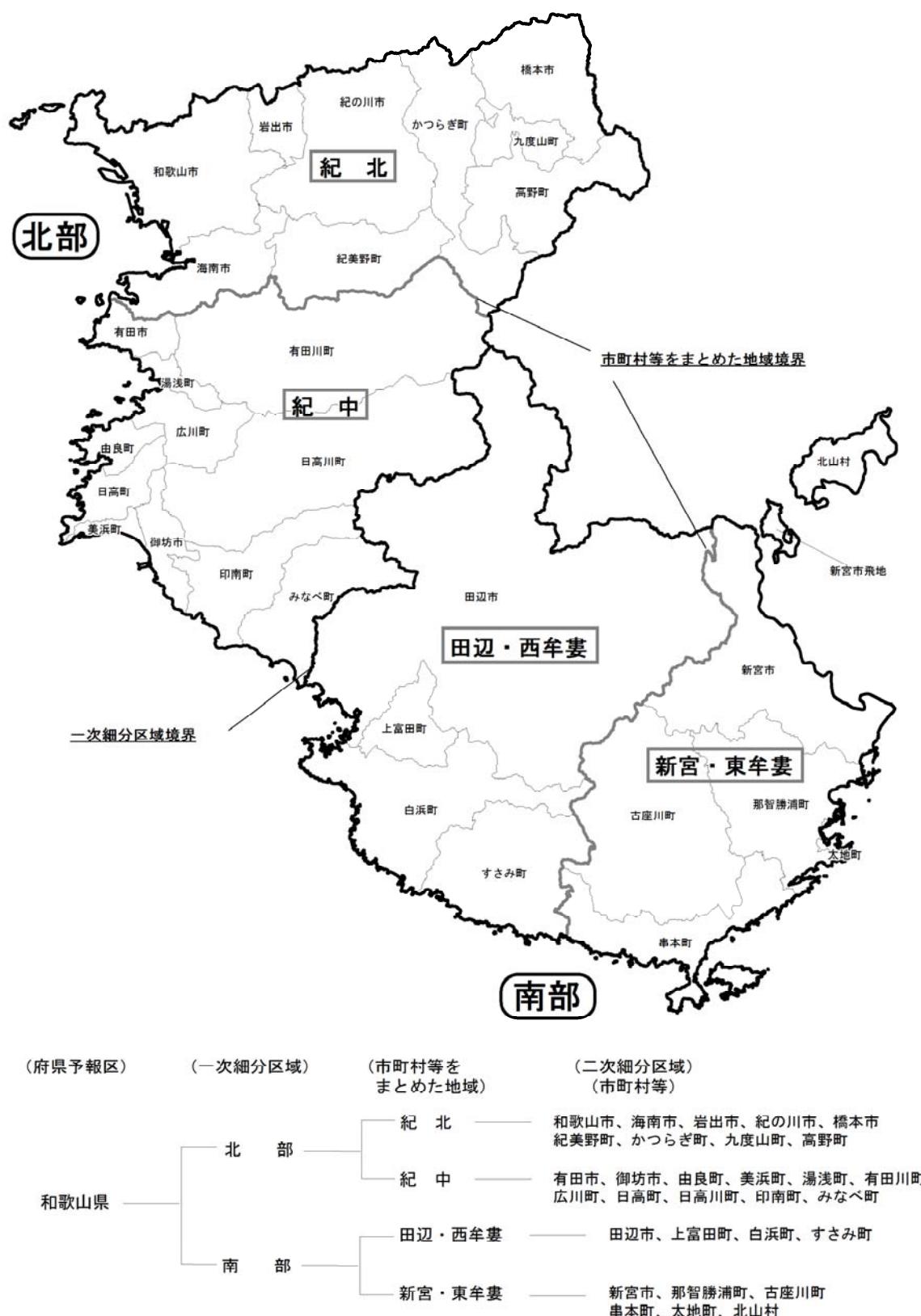
和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表2に示すとおりである。

エ 特別警報・警報・注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、市町村を最小単位として発表する。本町の区域は和歌山県北部（一次細分区域）、紀中（市町村等をまとめた地域）、由良町（二次細分区域）となる。（別図1）

本町における警報・注意報の発表基準は、別表3に示すとおりである。

別図1 【和歌山県の気象警報等の細分区域図】



別表1 【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基 準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

別表2 【和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準】(その1)

種類	発表基準
注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表する。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	濃霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられる。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を附加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる災害として、河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水注意報を発表する。

別表2 【和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準】(その2)

種類	発表基準
警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表する。
	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	高潮警報 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	洪水警報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる重大な災害として、河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表する。

別表3 【警報・注意報発表基準一覧表】

令和元年5月29日現在
発表官署 和歌山地方気象台

由良町	府県予報区	和歌山県	
	一次細分区域	北部	
	市町村等をまとめた地域	紀中	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	24 202
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準	由良川流域=16.8 —
	暴風	平均風速	陸上 20m/s以上 海上 25m/s以上
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s以上 雪を伴う 海上 25m/s以上 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ15cm以上 山地 12時間降雪の深さ30cm以上
	波浪	有義波高	6.0m以上
	高潮	潮位	1.8m
	大雨	表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	9 143
注意報	洪水	流域雨量指数基準 複合基準	由良川流域=13.4 —
	強風	平均風速	陸上 12m/s以上 海上 15m/s以上
	風雪	平均風速	陸上 12m/s以上 雪を伴う 海上 15m/s以上 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ5cm以上 山地 12時間降雪の深さ15cm以上
	波浪	有義波高	3.0m以上
	高潮	潮位	1.3m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m以下 海上 500m以下
	乾燥	最小湿度35%以下で実効湿度60%以下	
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上又はかなりの降雨	
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下	
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下	
	着雪	気温が-2℃～2℃で24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

(2) 水防情報等

水防活動に必要な事項についての水防情報（水位情報など）は、県水防本部長が発令する情報による。

(3) 火災警報

和歌山地方気象台から県を経て、火災気象通報^{*}を受けたとき、或いは町長が必要ありと認めたときは、消防法第22条第3項及び由良町火災予防条例の規定に基づき火災警報を発令する。

* 火災気象通報を行う場合の規準

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり最大風速8m/s以上の風が吹くと予想されるとき。

イ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想されるとき。

ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しないこともある。

(4) 土砂災害警戒情報

避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、又、住民の自主避難の判断等に利用できる情報は、和歌山県（砂防課）と和歌山地方気象台が共同で作成し発表する土砂災害警戒情報による。

(5) 災害発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の場所へ通報する。また、由良町において通報を受けた場合は次のイ～オの機関に連絡するとともに、その現象により予想される災害地域の住民に周知徹底を図る。

ア 由良町役場（総務政策課）

イ 和歌山地方気象台

ウ 御坊警察署、交番及び駐在所

エ 日高広域消防事務組合消防本部

オ 和歌山海上保安部及び各署

通報する異常な現象は次に示すものとする。

① 気象に関する事項 竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象

② 水象に関する事項 異常潮位（津波を含む）、異常波浪

③ 地震に関する事項 群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震）と災害を伴う大地震

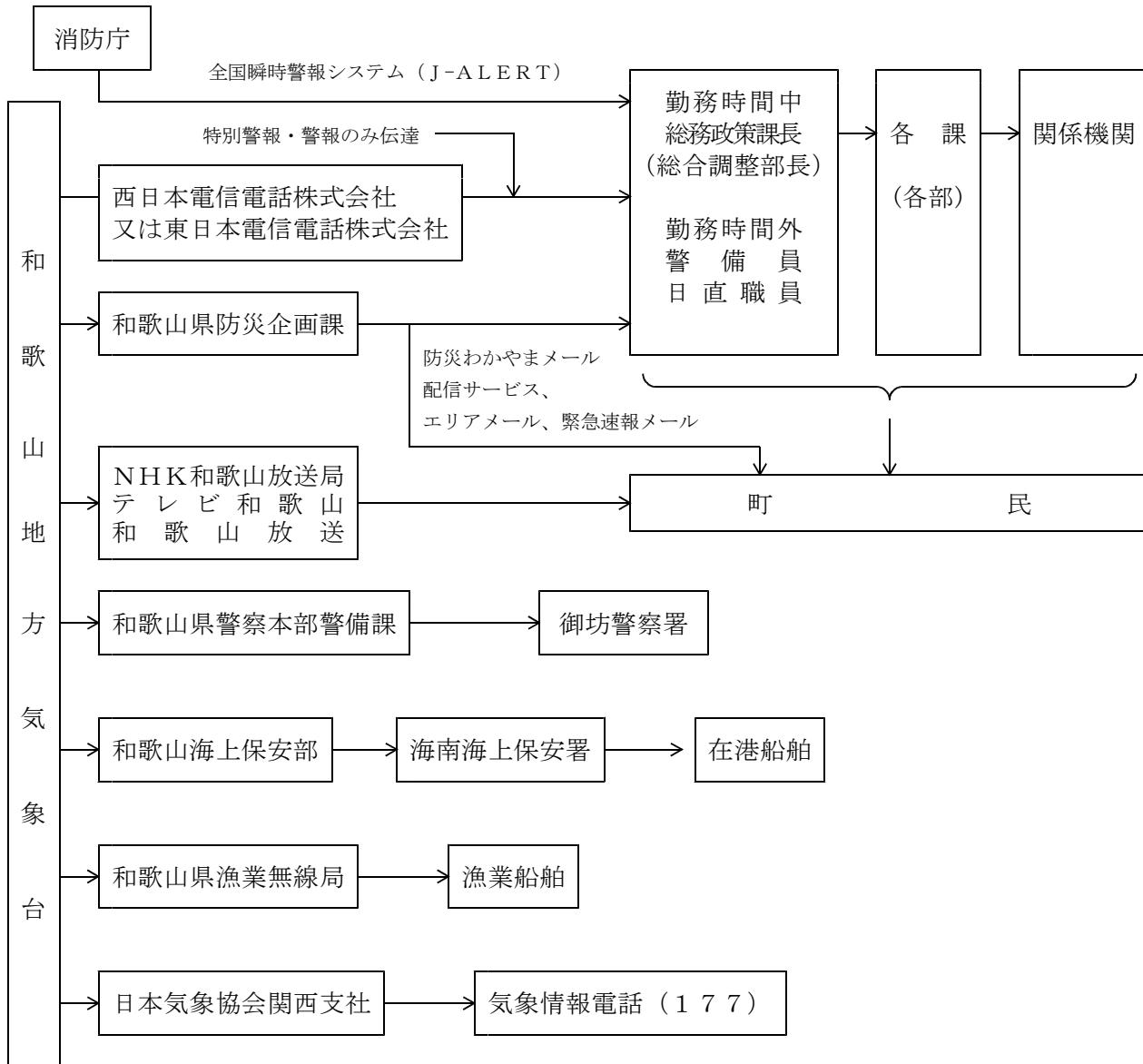
(6) 地震に関する情報

地震に関する情報は大阪管区気象台が発表し、通報する。詳細は第3編「地震・津波災害対策計画編」に示す。

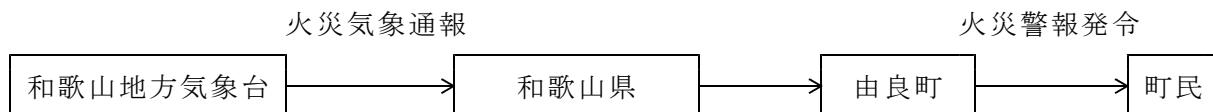
3 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等の発令又は解除の受信・伝達は勤務時間中にあっては、総務政策課長が、勤務時間外にあっては警備員、日直職員が行い、総務政策課長に連絡する。

(1) 気象予警報の伝達系統



(2) 火災警報の伝達系統



(3) 気象予警報等の取り扱い

ア 気象予警報等受信時の措置

① 県の機関又は警察の機関から予報等を受信した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、町民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおり。

(ア) 防災行政無線による。

(イ) 広報車、宣伝車による。

(ウ) 伝達組織（自治会、自主防災組織等）を通じる。

(エ) サイレン、警鐘等による。

② 前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受信、伝達、その他の取り扱いに関する必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受信、伝達についても支障のないよう措置しておく。

③ 津波予報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受信するよう体制を整える。

④ 県の機関から警報等を受信した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。

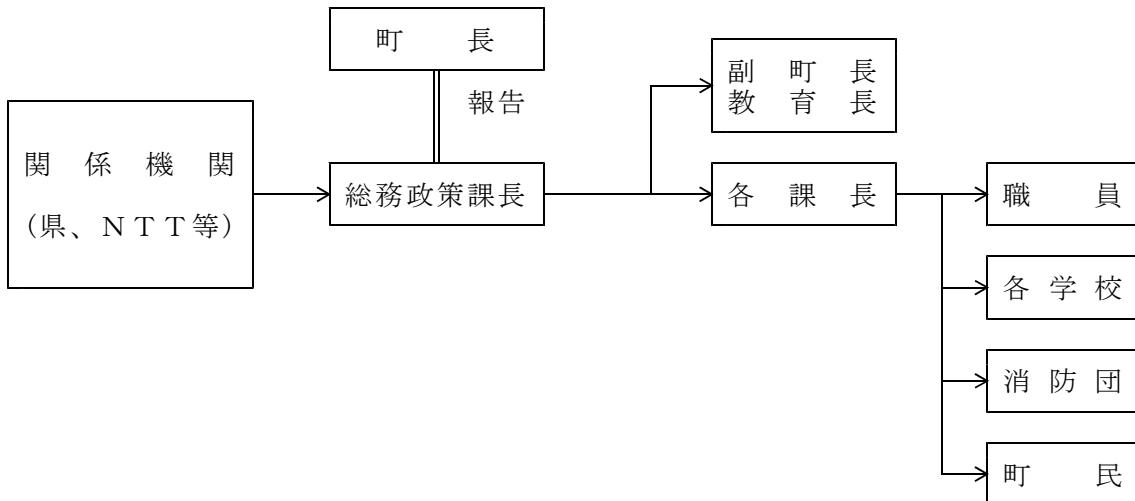
⑤ 災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

⑥ 予報等の受信、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

イ 気象予警報等受信後の伝達系統

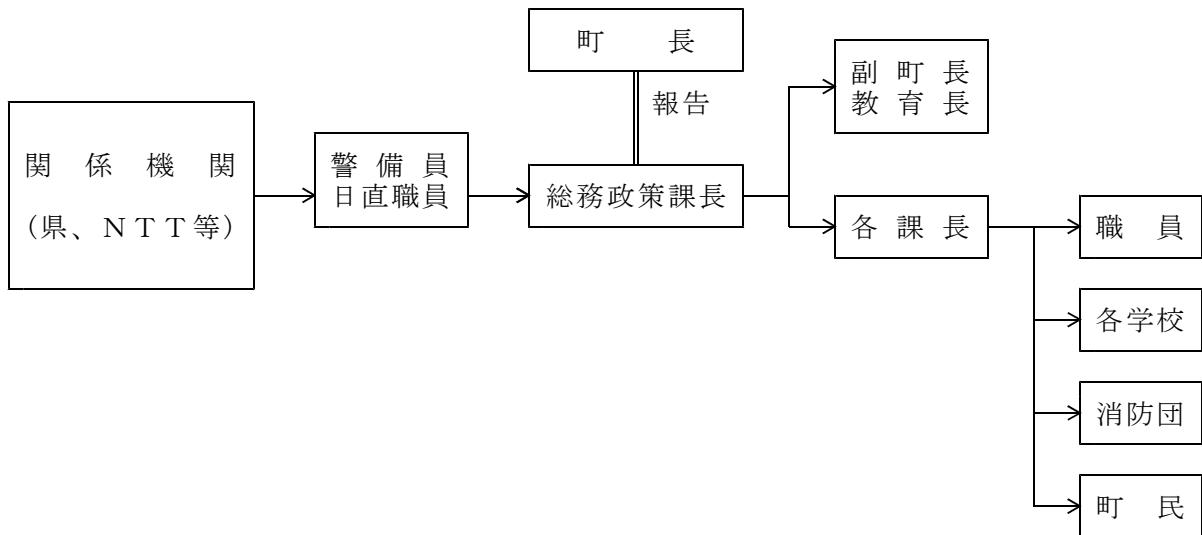
① 勤務時間内

勤務時間内における気象予警報等は、総務政策課で受信し、電話、内線電話、府内放送によって職員、関係機関に伝達する。



② 勤務時間外

勤務時間外における気象予警報等は、警備員、日直職員が受信し、総務政策課長に報告する。



第2項 災害通信計画

[総合調整部]

災害時において一般電話が使用不能な場合は、被害状況等に応じて、次の設備のうち実情に即した順序で行う。

1 公衆電気通信

(1) 電話 (NTT西日本)

災害時には電話が著しくふくそうし、かかりにくい場合が予想されるため、次の電話を利用する。

ア 災害時優先電話

あらかじめNTT西日本の指定を受けた災害時優先電話を優先的に活用する。

(指定済番号 65-1204、65-0269)

イ 臨時電話

災害時において、町所有の加入回線が使用不能又はかかりにくい場合は、NTT西日本に臨時電話の設置を要請する。

ウ 特設公衆電話

NTT西日本御坊営業所、被災地等に設置された特設公衆電話を利用する。

(2) 携帯電話等

緊急時においては、所定の通信手段・経路にこだわることなく、携帯電話等を活用し、迅速な情報通信、伝達を行う。

有線通信途絶時や発信規制がかかる状況下では、衛星携帯電話を利用する。

【衛星携帯電話番号】

役場01 870-776321277

役場02 870-776321278

役場03 870-776321279

こども園 870-776321280

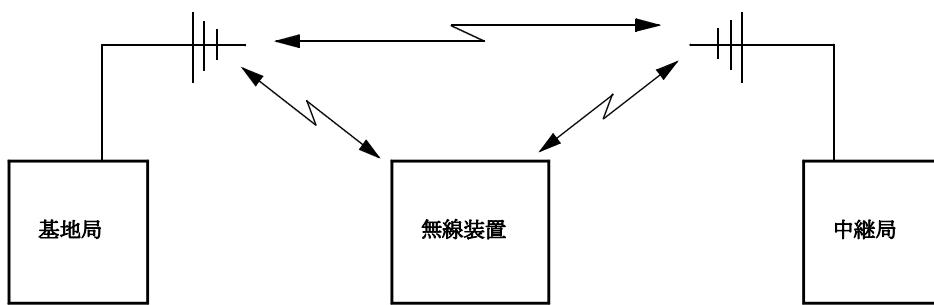
白崎小学校 870-776330923

衣奈小学校 870-776330924

2 無線通信

(1) 由良町防災行政無線

由良町防災行政無線（移動系）の概況は次のとおりである。



機器構成

基地局	統制局無線装置1式	移動局	半固定型無線装置12局	中継局	中継局無線装置1式
(役場)	統制卓1式		可搬型無線装置9局		非常用電話1式
	非常用電話1式		携帯型無線装置10局			

(3) 和歌山県総合防災情報システム

和歌山県総合防災情報システムは、県庁統制局防災センターを中心とし県と市町村、各消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を有線系・衛星系ネットワークの二重化で結び大災害時にも途切れにくい通信基盤を有している。

特に地震時の有線通信途絶時や迅速な被害情報の収集・配信・共有が期待できることから、本システムの有効的な運用を図り、災害状況、災害対策の伝達など被害の軽減に資する情報等を相互配信し情報伝達の迅速化を図る。

	和歌山県総合防災情報システム	
	電 話	F A X
和 歌 山 県 統 制 室 災 害 対 策 課	【7】-300-400 【7】-300-403	【7】-300-496～499
日 高 振 興 局 地 域 振 興 部	【7】-350-400	【7】-350-499
日 高 振 興 局 健 康 福 祉 部 (御坊保健所) 総務健康安全課 衛 生 環 境 課	【7】-351-401 【7】-351-405	【7】-351-499 (会議室)
自 衛 隊 第37普通科連隊	【7】-392-400	【7】-392-499
由 良 町 総 务 政 策 課	【7】-253-402	【7】-253-499
日高広域消防事務組合 消防本部	258-500 (有線) 【7】-252-5500 (衛星)	258-599 (有線) 【7】-252-5599 (衛星)

※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

3 電波法等に基づく非常通信の利用

災害等により非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上、必要が生じた場合等は、電波法第52条の規定に基づいて「非常通信」等の免許状に記載された目的外の通信を行うことができる。

- (1) 警察用、消防用、鉄道事業用、電気事業用等の無線
- (2) その他非常通信協議会構成員の保有する無線
- (3) その他の無線（例：運送業者の無線、アマチュア無線）

4 災害時の伝言ダイヤルの運用

N T Tでは災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。町は、町民に対し災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、ふくそうの回避に努める。

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容

再生：171+2+被災者の電話番号

第3項 被害情報収集及び報告計画

[各部]

1 被害情報の収集

(1) 実施担当者

被害状況の調査区分及び調査担当部は、次のとおり。

なお、調査にあたっては、脱漏及び重複のないよう十分注意し、世帯員数等については、現地調査のほか住民基本台帳等と照合するなど正確を期す。

調査事項	担当部
1 人的被害	救助部
2 住家被害	総合調整部
3 医療・環境衛生施設被害	防疫部
4 農業関係被害 (畜産関係被害を含む。)	施設部
5 農地農業用施設	〃
6 商工観光関係被害	〃
7 林地・造林地・苗畑等被害	〃
8 林業関係被害	〃
9 水産関係被害	〃
10 公有財産被害	関係部
11 文教関係施設被害	教育部

(2) 調査の方法

災害発生時の被害状況調査は次の方法によって行う。

ア 自治会長による調査

- ① 災害が発生したとき、自治会長は、把握した管内の被害状況を町長（総合調整部）に連絡する。
- ② 気象警報が解除された後にあっては、自治会長は、災害の有無にかかわらず、町長（総合調整部）に状況を報告する。

イ 各部における調査

災害に伴う被害の調査は災害の種別、内容に応じて担当する各部において行う。なお、調査中に担当事項外の情報を覚知した場合は、担当部に連絡する。

ウ 参集途上の調査

職員は、災害対策本部等への参集途上、災害現場への移動中において、極力周囲の状況に注意し、情報の収集に努め、把握した情報は担当部に連絡する。

2 被害情報の集約

(1) 被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

概説的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 119番通報殺到状況の収集

被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

(2) 被害情報及び応急活動状況

ア 各班は、それぞれの担当事項に係わる被害情報を受けた場合には、適切な応急活動を行うとともに、その結果を各部長（課長）が被害状況報告にとりまとめ、所定の様式に基づき総合調整部長（総務政策課長）へ報告する。

総合調整部長は、被害状況を本部長に報告するとともに連絡調整班に通知するものとする。

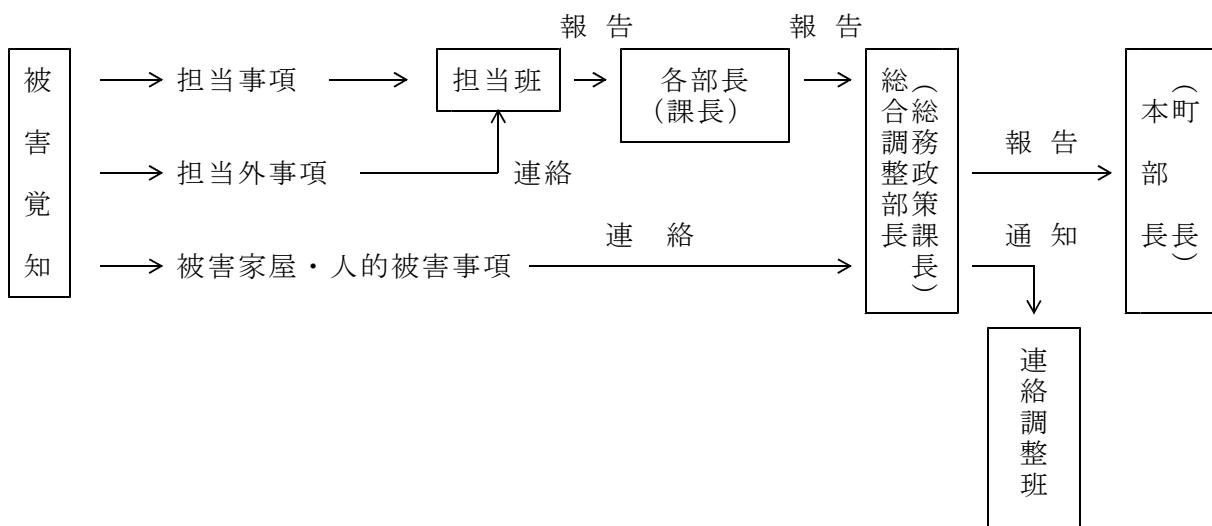
イ 各班は、直接その班に関係のない被害があっても、町民その他より被害情報を受けた場合にはこれを聴取し、それぞれの担当班へ連絡する。

ウ 各班の担当施設における被害状況調査の際には、必要に応じて被害状況の写真を撮影し、各班で保管する。

(3) 被害家屋及び人的被害

ア すべての災害に伴う家屋損壊等の被害状況及び人的被害について、各班調査員は、調査結果を被害状況報告にまとめ、総合調整部長（総務政策課長）へ報告する。なお、被害報告がなかった家屋損壊及びそれに伴う人的被害についても、被災地の調査の中で判明すれば、被害状況報告にまとめ、総合調整部長（総務政策課長）へ報告する。

イ 総合調整部長（総務政策課長）は、各班調査員からの調査報告を被害状況報告にとりまとめ、本部長に報告するとともに連絡調整班に通知するものとする。



3 県への被害報告

(1) 報告すべき災害

ア 発生原因

県への被害報告は次の原因によるものについて行う。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

イ 報告基準

報告は次の基準に該当するものについて行う。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 県又は町で災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①、②の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- ④ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告責任者

情報の統括・被害報告責任者は、総合調整部長（総務政策課長）とする。

(3) 災害即報

ア 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。報告は日高振興局地域振興部を通じて県災害対策課に報告するほか、状況によって直接県災害対策課へ報告する。

イ 災害即報は、図の系統によって迅速に行うものとする。

ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（災害対策基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

消防庁 通 常 時 NTT回線 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536

夜間・休日 NTT回線 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

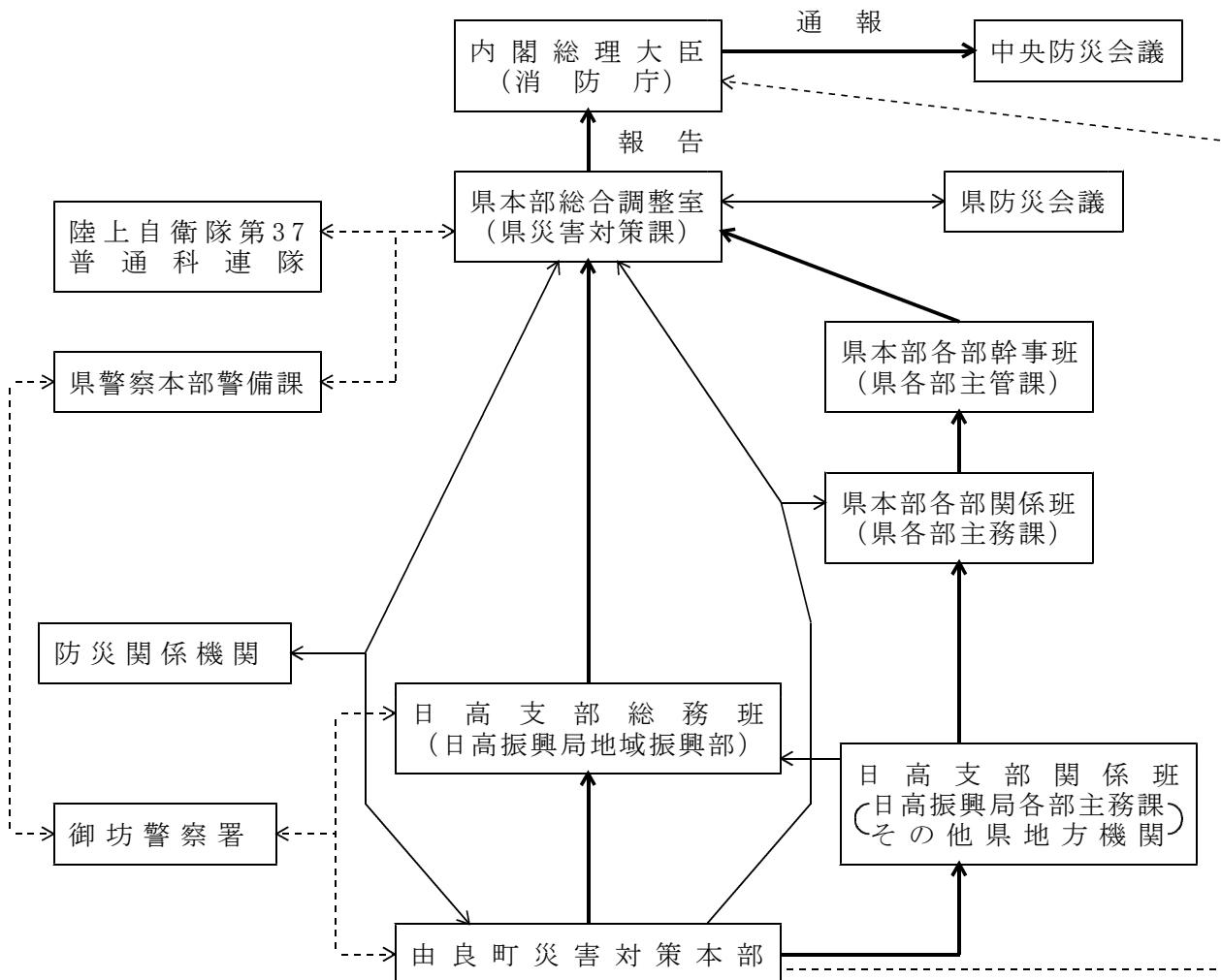
ウ 119番通報が殺到した場合はその状況を直ちに県及び消防庁へ報告する。

エ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

オ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話、FAX等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

カ 災害即報事項は、府内各課をはじめ関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

【災害即報系統図】

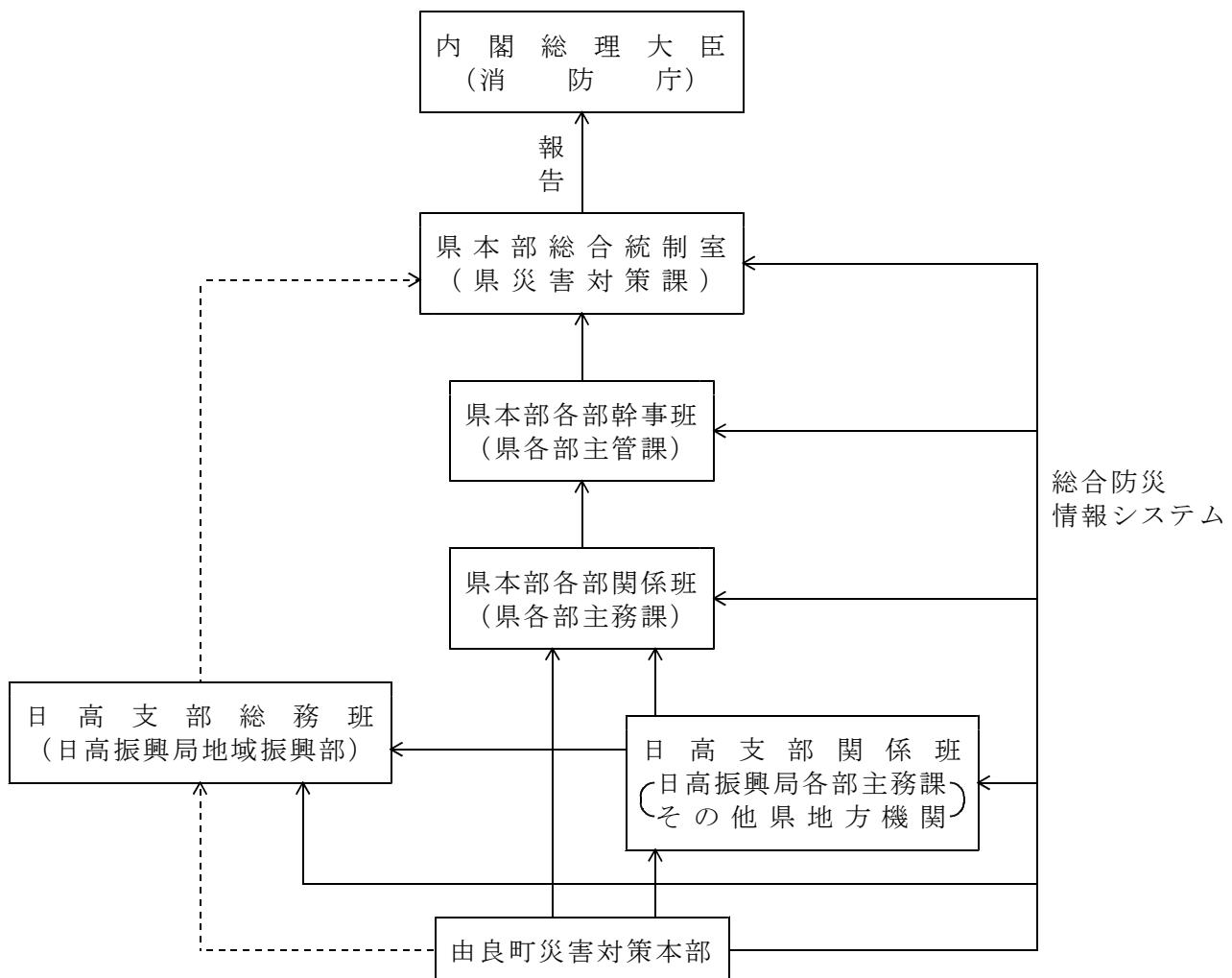


- ① 日高振興局を通じて県に被害状況を報告するほか、状況によって県に対して直接報告する。
- ② 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- ③ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(4) 被害状況報告

- ア 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。
- イ 被害状況報告は、図の系統によって行う。
- ウ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、速やかに行う。
- エ 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。
- オ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
- カ 被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、或いは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- キ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ク 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

【被害状況報告系統図】



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

被害種別系統

被　害　区　分	由良町からの報告先	町　主　務　課
人的被害及び 住宅等一般	日高振興局 地域振興部・健康福祉部	住民福祉課 総務政策課
土　木　関　係	日高振興局 建設部各課	産業建設課
農　業　関　係	日高振興局 農林水産振興部 農業水産振興課	産業建設課
耕　地　関　係	日高振興局 農林水産振興部 農地課	産業建設課
林　業　関　係	日高振興局 農林水産振興部 林務課	産業建設課
水　産　関　係	日高振興局 農林水産振興部 農業水産振興課	産業建設課
漁　港　関　係	日高振興局 建設部 河港課	産業建設課
公共施設関係	日高振興局 地域振興部・健康福祉 部各課	総務政策課
商工業関係	日高振興局 地域振興部 企画産業課	産業建設課
觀　光　関　係	日高振興局 地域振興部 企画産業課	産業建設課
自然公園関係	日高振興局 健康福祉部 衛生環境課	産業建設課
衛　生　関　係	御坊保健所 (日高振興局 健康福祉部)	住民福祉課
教　育　関　係	学校教育局 健康体育課 防災安全班	教育委員会
そ　の　他	日高振興局 地域振興部 総務県民課	総務政策課
災害に対してとら れた措置の概要	日高振興局 地域振興部 総務県民課	総務政策課

区分	基準	準則	状況・時期	内容	系統	手段	様式
災害即報	① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 県又は町で災害対策本部を設置したもの ③ 災害による被害が当初は軽微であつても、今後①、②の要件に該当する災害に発展するおそれがあるものの ④ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの	災害が同時多発 ・多くの死傷者が発生 ・地震等により火災が同時多発或いは多く の死傷者が発生し消防機関への通報が殺到したとき。	具体的な内容は不要 ・被害通報受信状況 ・把握できている情報 ががあれば補足 ・人及び家屋被害を優先する。	町 → <通常時> → 県(災対本部・災害対策課) → <不通時> → 国(消防庁)	和歌山県総合防災情報システム 電話 FAX その他	災害状況即報 第4号様式(その1) 又は 災害概況即報 第4号様式(その2)	
被害状況報告<概況>			報告すべき災害を覚知したとき直ちに ・特に災害の規模が町の対応力を越えると 予想されるとき	人的被害の状況 ・家屋の被害状況 ・土砂災害等の発生 状況 ・被害規模に関する 概説的情報 (災害の当初で被害状況 が把握できた範囲 からでも可)	消防本部 (町) 同時に → 県(災対本部・災害 対策課) → 国(消防庁)	"	被害状況報告
被害状況報告<中間>			県が指定する定時 ・内容が重要と判断される情報を入手したとき	具体的な災害情報 (様式に準じる)	町 → 県(事業担当課)	和歌山県総合防災情報システム FAX	被害状況報告 (県担当事業課 指定する様式)
被害状況報告<確定>			応急措置完了後	具体的な災害情報 (様式に準じる)	町 → 県(災対本部・災害対策課)	文書	被害状況報告

(注) 1 本部が設置されない場合も上表に準ずる。

第4項 災害広報及び広聴計画

[総合調整部]

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民に対しての応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。また、被災住民の生活上の不安などを解消するため、必要に応じ災害関連相談窓口を設置し、効果的な情報提供や広聴活動等を行うものとする。

1 災害広報計画

(1) 実施担当者

災害広報は本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

総合調整部は被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、広報資料を作成し、本部会議（災害対策本部）の承認を得た後、次の関係機関等に対して広報活動を行う。

関係機関等
報道機関、各関係機関、町民・被災者など

(2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔に要領を得たものとする。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮して行う。

- ① 被害の状況
- ② 気象予警報に関する情報
- ③ 二次災害に関する情報
- ④ 住民等に対する避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告・指示（緊急）の状況
- ⑤ 医療救護所及び避難所の開設状況
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ⑧ ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ⑪ 注意事項等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ⑫ その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報の方法

ア 町民等に対する広報

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行うものとする。

- ① 防災行政無線による広報
- ② 各種広報車及びハンドマイクによる方法
- ③ 自治会、自主防災組織等の協力による広報
- ④ 避難所等における職員の派遣による広報

- ⑤ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による広報
- ⑥ チラシ・ポスター等の印刷物による広報
- ⑦ ホームページへの掲載による広報
- ⑧ パソコン通信（電子掲示板）やインターネット活用による広報
- ⑨ アマチュア無線局への協力依頼による広報
- ⑩ 防災ヘリコプター等による広報

イ 具体的な広報体制

町民に対する具体的な広報については、原則として次の方法により実施する。

- ① 防災行政無線による方法
- ② 防災行政無線が破損し放送内容の届かない地区については、広報車による。
- ③ 災害危険箇所については、防災行政無線によるほか、自治会、自主防災組織など地域住民組織を通じて行う。
- ④ 町内全域において被害を受けたときは、防災ヘリコプター等による広報について和歌山県防災航空センターへ協力を要請する。

(4) 留意事項

- ア 広報担当者は町民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて時系列的且つ迅速に広報する。
- イ 広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。
- ウ 災害発生前の広報は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止などに必要な注意事項をとりまとめて行う。
- エ 被害発生後の広報は、被害の推移、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・指示（緊急）の発令状況、応急措置状況が確実に周知できるよう行う。

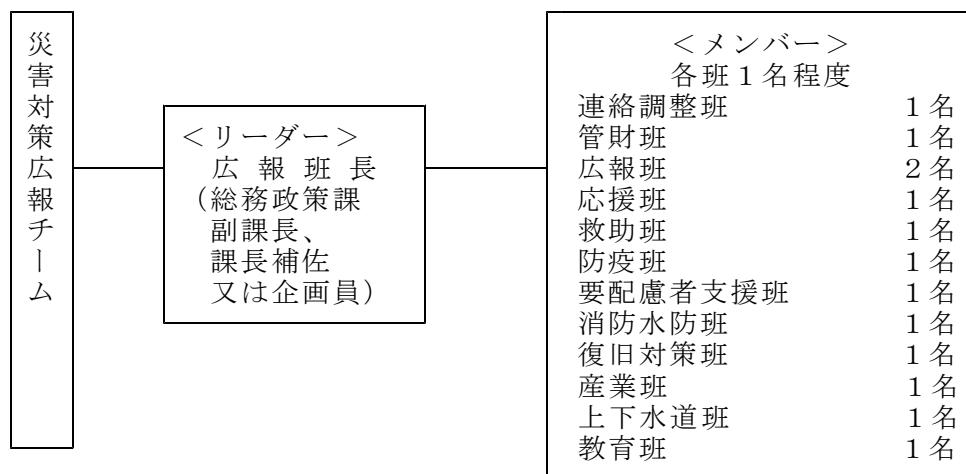
(5) 広報紙編集・配布計画

ア 広報紙編集体制

広報紙発行にあたっては災害対策広報チームを設置し、これが編集を行う。体制については以下のとおり。

- ① 広報班長（総務政策課副課長、課長補佐又は企画員）が統括する。
- ② 各メンバーは所属班の情報を的確に把握し、原稿にまとめる。
- ③ 広報チームは各班からの原稿を整理し、編集・印刷する。
- ④ 印刷した広報紙をすみやかに配布する。

【災害対策広報委員会の組織】



イ 広報紙配布体制

① 新聞折込が可能な場合

各販売所の折込部数毎に梱包し、持ち込む。

② 新聞折込が不可能な場合

a 各避難所ごとに必要部数を梱包し、配布する。

b 町域を3ブロック（由良、衣奈、白崎）に分け、必要部数を梱包し、配布する。

(6) 報道機関に対する発表

報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について定期的に、また、必要に応じて隨時発表する。

なお、町が災害対策基本法第57条に基づき緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として日高振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対して要請できる。

【新聞報道機関連絡体制】

新聞社	所在地	電話番号
朝日新聞社和歌山総局	〒640-8156 和歌山市七番丁17	電話 073-422-2131 FAX 073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	〒640-8227 和歌山市西汀丁38	電話 073-431-1411 FAX 073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	〒640-8241 和歌山市雜賀屋町東ノ丁16	電話 073-422-1144 FAX 073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	〒640-8150 和歌山市十三番丁30	電話 073-422-1783 FAX 073-435-3018
日本経済新聞社和歌山支局	〒640-8139 和歌山市片岡町1-1	電話 073-423-1134 FAX 073-426-0714
紀伊民報社	〒640-8315 和歌山市広道17	電話 073-428-7171 FAX 073-475-0893

【テレビ等報道機関連絡体制】

機 関 名	所 在 地	電話番号
N H K 和歌山放送局	〒640-8556 和歌山市吹上2丁目3-47	電話 073-424-8111 FAX 073-424-8149
(株) 和歌山放送	〒640-8222 和歌山市湊本町3-3	電話 073-432-7161 FAX 073-428-0785
(株) テレビ和歌山	〒640-8533 和歌山市栄谷151	電話 073-455-3211 FAX 073-453-9543

(7) 地区外者（観光入込客等）に対する広報

観光地、観光施設等への被災情報の伝達を迅速に行い、観光入込客等の混乱を防ぐことに努める。また、平常時から広報物（冊子、ガイド、パンフレット等）に被災時の避難経路、避難所等を掲載し、災害に備えておく。

(8) 災害時の記録映像

報告、記録等に供する写真・映像は総合調整部が担当し、各部の調査員が撮影した写真・映像を整理するとともに、町民が撮影したものについても広く収集する。

2 災害広聴計画

被災者又は関係者からの安否確認、医療、生活必需品、住居の確認や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための広聴活動について定める。

(1) 実施担当者

災害時における町民からの広聴活動は本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

(2) 相談活動

ア 災害関連相談体制

災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の町民相談窓口に加えて役場に災害関連相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、広聴活動等を行う。

① 第一段階（被災直後）

被災直後に集中する町民等からの問い合わせ電話、訪問者について、一元的に受け付け、対応する。

② 第二段階

a 相談マニュアル、情報窓口マニュアルの整備

b 災害関連相談窓口の設置

c パソコン通信、FAX等による照会、相談等への対応

イ 関係機関との連携

① 町民からの相談で十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに即時対応に努める。

② 災害広報部門との連携を十分図り、町民からの相談に対応する。

③ 収集した情報や町民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

第3節 応援協力等に関する計画

第1項 自衛隊の派遣要請計画

[総合調整部]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町民の生命及び財産の保護のため町長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、和歌山県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の申し入れを行う。

1 実施責任者

災害派遣の依頼は本部長（町長）が知事に対して行う。依頼事務は総合調整部が担当する。ただし、緊急の場合で本部長（町長）が不在等の場合には、その場における最高責任者が、必要な事務を行う。その順位は次のとおりとする。

- (1) 副本部長（副町長、教育長）
- (2) (1)以外のその場における最高責任者

2 派遣依頼基準

本部長（町長）は、災害応急対策の実施にあたり、町の組織等を活用してもなお事態を收拾することができないとき又は事態が急迫して緊急を要する状況にあるとき、知事に対し自衛隊の派遣を依頼する。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その依頼を行うことができる。

3 派遣依頼の手続き

(1) 連絡事項

知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって日高振興局を経由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに文書を送達する。

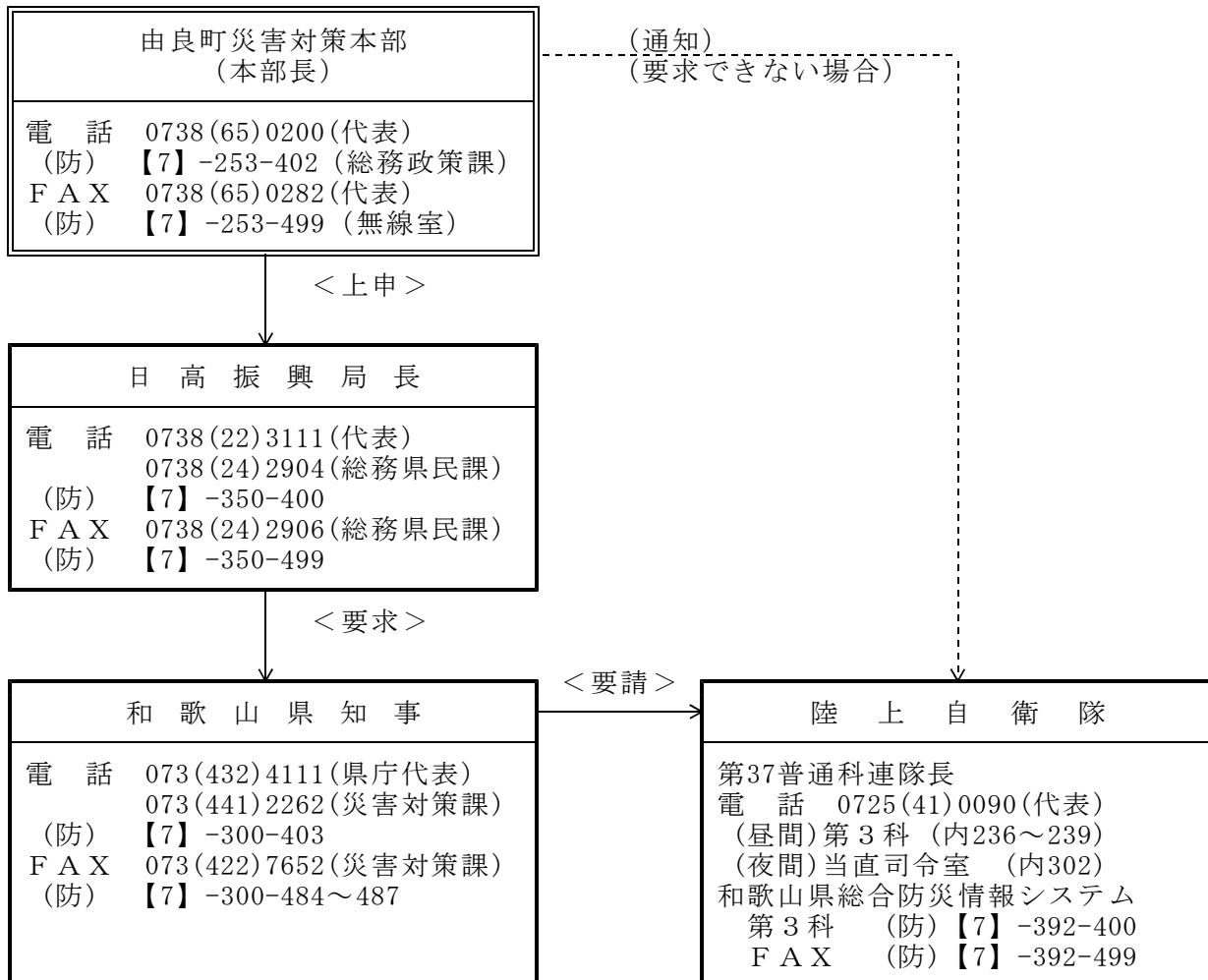
なお、本部長は、知事への依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第37普通科連隊に通知し、事後速やかに知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を依頼する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣依頼先

自衛隊の部隊等の派遣依頼は、次の要領で行う。

【自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順】



※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

4 自衛隊派遣部隊受入体制及び準備

(1) 受入体制

自衛隊の活動については、その活動内容から相当数の車両、人員等の現地への進入が予想されるため、本部長は平常時から次の事項について計画を定めておく。

区分	施設名	備考
自衛隊用本部事務室	由良町役場 (代替：ゆらこども園2階)	
自衛隊用宿舎	海上自衛隊由良基地	
臨時ヘリポート	海上自衛隊由良基地ヘリポート (代替：由良町民運動場)	

(2) 任務分担

ア 町

- ① 作業実施期間中の現場責任者の設置
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- ④ 作業計画の策定

イ 県

- ① 自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。
- ② 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、通常県に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(3) 活動内容

ア 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索等

死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等

オ 消防活動

利用可能な防火用具等（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）

ク 通信支援

- 災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- コ 炊飯及び給水
炊飯及び給水の支援
- サ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- シ その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、近隣市町村にまたがる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- ア 派遣部隊の連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておく。

6 部隊等の撤収

本部長（町長）は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、部隊等の撤収要請書により、知事に申請する。

7 部隊等に関する報告

本部長（町長）は、自衛隊到着後必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 従事している作業の内容及び進捗状況
- エ その他参考となる事項

第2項 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画

[総合調整部]

災害が発生した場合、町の防災体制だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、県や民間団体等に対して防災活動の応援要請を行う。

1 実施担当者

指定地方行政機関、県及び近隣市町村に対する応援要請に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

2 協定市町村に対する応援要請（災害相互応援協定）

本部長（町長）は、応急対策活動を実施するために応援を受ける必要があると認める場合、協定市町村の市町村長に対し、災害相互応援協定に基づき要請する。

3 地方公共団体への応援要請

本部長（町長）は、応急対策活動を実施するため応援を受ける必要があると認める場合、知事（県災害対策課）又は、他の市町村長に対して応援を要請する。応援の要請は、下記事項を記した文書をもって行う。ただし、事態が急迫し、文書によるいとまがない場合は、とりあえず口頭、電話により要請し、事後において文書を提出する。

- (1) 被害状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を要する物資、器具及び資材等の品目並びに数量等
- (7) その他必要な事項

4 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（町長）は、必要と認めたときは上記(1)～(7)に示す事項を記載した文書を持って知事（県災害対策課）に対し、指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。

第3項 緊急消防援助隊、消防相互応援協定等の要請計画

[日高広域消防事務組合消防本部、消防水防部、総合調整部]

大規模な災害が発生した場合、町の消防力をもってしても対処が困難であることが予想されるため、消防組織法の規定に基づき、他の消防機関の応援を要請する。

1 実施担当者

消防相互応援協定又は消防組織法の規定に基づく他の消防機関に対する応援要請は、本部長（町長）が実施し、消防水防部が担当する。

ただし、本部長（町長）が不在等の場合は副本部長が実施する。

2 要請基準等

消防応援要請基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 消防組織法第39条に基づく相互応援協定

自らの消防力では対応できない場合

協定市町村：御坊市、美浜町、日高川町、日高町、印南町、由良町

(2) 和歌山県下消防広域相互応援協定（県内の消防機関に対する要請）

上記(1)で対応できないとき和歌山県下消防広域応援基本計画に定める日高広域消防事務組合消防本部からブロック代表消防本部を通じて他の協定市町村等に要請する。

(3) 緊急消防援助隊（他の都道府県の消防機関に対する要請）

上記(1)、(2)によってもなお対応できないとき日高広域消防事務組合消防本部からブロック代表消防本部を通じ知事に要請する。

(4) 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

次の条件に該当する場合、和歌山県防災航空センターに電話等により応援を要請する。

ア 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、且つ防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合。

【緊急時応援要請連絡先】

和歌山県防災航空センター TEL 0739(45)8211 (防)【7】-364-451, -364-400
FAX 0739(45)8213 (防)【7】-364-499

※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

第4項 民間等関係機関への応援要請計画

[総合調整部]

1 防災関係民間団体等との応援協力体制

活動項目	担当部	応援協力要請先
災害情報の広報	総合調整部	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関 ラジオ報道関係機関
災害情報の連絡	総合調整部	西日本電信電話(株) アマチュア無線非常通信協力者 タクシー業者
物資の調達	救助部	由良町商工会
緊急輸送手段の確保	救助部	和歌山県トラック協会日高支部
応急作業従事	施設部	由良町建設業協会
応急仮設住宅の建設 被災住宅の応急修理	施設部	由良町建設業協会 由良町電気工事業者 由良町建具業者
水道施設の復旧	施設部	由良町指定給水装置工事事業者 由良町建設業協会
要配慮者の救助	救助部	由良町社会福祉協議会 由良町民生児童委員協議会
炊出しの実施	救助部	日本赤十字社和歌山県支部
医療及び助産	防疫部	和歌山県薬剤師会日高支部
歯科医療	防疫部	日高歯科医師会
医薬品等の確保	防疫部	和歌山県薬剤師会日高支部
食料の調達	救助部	農業協同組合
各種ボランティア	救助部	由良町社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター)
地域防災活動	総合調整部	由良町区長会 自主防災組織
生活関連施設の復旧	総合調整部	西日本電信電話(株) 関西電力(株)
住家被害認定調査	救助部	日本建築家協会 和歌山県建築士会 和歌山県建築士事務所協会

2 地域住民及び事業所の協力

被災地の地域住民及び事業所は町が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下の防災活動を行うよう努める。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に災害直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 要配慮者の保護

第4節 災害現場に関する計画

第1項 水防活動計画

[各部、施設部]

この計画は、水防法第25条の規定に基づき、洪水による水災を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任

水防責任者は、水防法の定めるところに従い、水防組織を整備し、水防施設、資機材を整備するとともに、水防活動を行い、水防に関するあらゆる行為を十分に果たさなければならぬ。

(2) 町民の責任

町民は、常に気象、河川水位、危険箇所の状況等に注意し水害が予想される事態を発見したときは、水防管理者及びため池管理者等関係する機関へ速やかに通報するとともに、進んで水防活動に協力するよう努めなければならない。

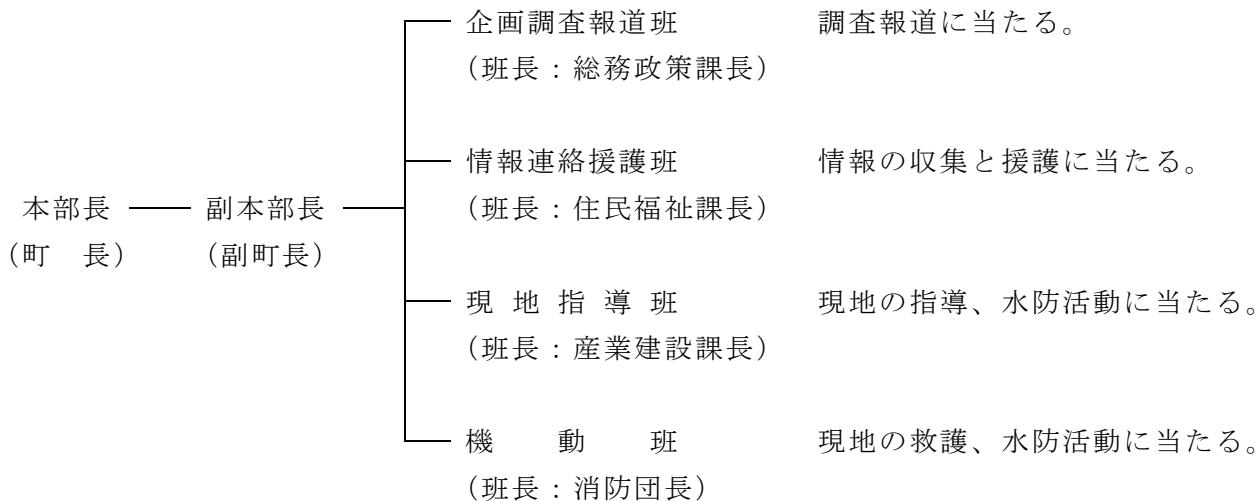
2 水防体制

(1) 水防本部の設置

水防管理者は、大雨注意報等の通知を受けたとき、又は洪水による被害が予想され水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

(2) 水防本部の組織及び事務分担

水防本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。なお、消防団については、消防団長の指揮の下、別に定める事務分担により水防活動にあたる。



- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。
- (5) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (6) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- (7) 危機が去ったときは、口頭伝達により周知されるものとする。

5 その他

この計画は、出水時における諸情勢の的確な判断及び事前対策活動の迅速円滑な実施を図るためのものであるが、各河川、ため池に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び水門の操作、水防のための必要な資機材並びにこれら運用等については別に定める由良町水防計画による。

第2項 消防活動計画

[消防水防部]

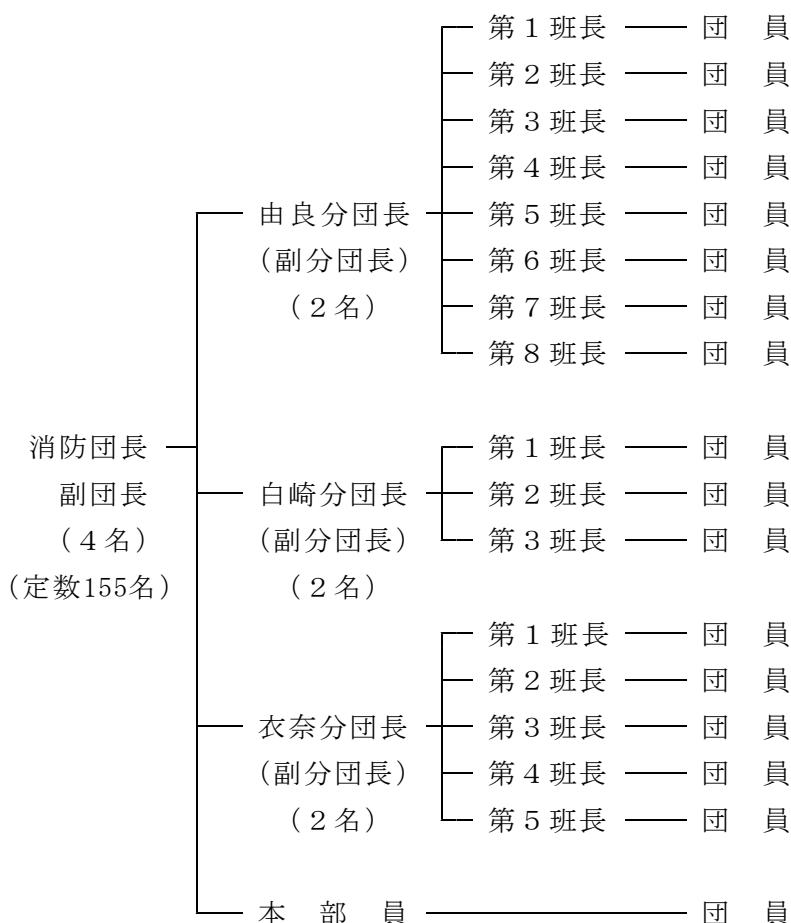
災害対策本部は、火災その他各種災害の発生に対処するため、日高広域消防事務組合消防本部と緊密な連絡を図り災害の防止に努めるとともに大火災等、非常災害の発生に際しては、町民の生命、身体及び財産の保護にあたる。

1 実施責任者

本部長（町長）、消防水防部長（消防団長）が日高広域消防事務組合消防本部と協力して実施し、大火災その他災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防水防部に対し出動を指令する。ただし、状況が緊迫する場合は、消防団長の判断において出動を命じ事後本部長に報告することができる。

2 消防団（消防水防部）の組織

消防団の組織は、次のとおりである。



3 消防団員の招集

(1) 招集の発令

消防団長又は分団長は、管内に非常災害が発生し又は発生のおそれがある場合、消防団員に対して、非常召集又は自宅待機を発令する。

(2) 招集の区分

区分	対象	
甲	全団員	
乙	1号	消防団長又は分団長の判断による特定者
	2号	管轄分団

(3) 発令の基準

発令の基準は、次表によるものとするが状況によっては、消防団長又は分団長が事態に応じた発令を行う。

区分	状況	招集程度
通常時	通常火災	乙1～2号
乾燥時	乾燥注意報発令中における火災	乙1～2号
火災警報発令時	火災警報発令中における火災	乙1～2号
強風時	強風注意報発令中における火災	乙1～2号
非常災害時	台風の襲来による暴風雨及び大火災の災害が発生し、又は発生が予想されるとき	甲号
気象警報発令時	消防団長又は分団長が必要と認めたとき	自宅待機
非常災害時	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき	甲号
その他災害	その他特異な事故が発生したとき	甲乙号のうち必要に応じ招集

(4) 招集命令の伝達方法

ア 防災行政無線

イ サイレン

ウ 電話

エ 由良町域に震度5弱以上の地震が発生したときは、団員は伝達を待たずに参集する。

但し、津波による浸水が予想される地域では、別途参集場所を検討しておく。

(5) 参集

消防団員は、招集命令を受けたときは、速やかに所属屯所（器具庫）に参集する。

また、任務があらかじめ定められている消防団員は、所定の場所に参集する。

4 非常時の火災（大火）防ぎよ

乾燥及び強風などの気象条件により、火災の規模が通常10戸以上又は焼失面積1,000m²を越える大火が発生するおそれのある場合の火災防ぎよは、次のとおり行う。

なお、強風時、乾燥時、断・減水時の火災については大火時の火災防ぎよに準じる。

(1) 増員計画

ア 消防団員

大火誘発条件下のため、消防団長又は分団長は、直ちに非常時の増員体制をもって消防団員の召集を行い、出動部隊の増強を図る。

イ 消防応援協定

消防相互応援協定書に基づき応援部隊の要請を行う。

(2) 現場速報及び情報収集

現場指揮者は、消防通信施設を活用し、災害現場の状況その他の情報収集を行う。

(3) 火災防ぎよの重点

ア 各出動隊は、人命救助を優先とする。

イ 延焼防止は、風向及び風速による延焼拡大面並びに重要方面を第一とする。

ウ 出動隊の消防団員は、現場指揮者の指示により、町民の避難誘導を行い、人命の安全確保を図る。

(4) 火災防ぎよ線の設定基準

火災が延焼拡大し、大火の様相を呈するに至ったときは、現場指揮者は、機を失すことなく火災防ぎよ線を設定し、防ぎよにあたる。

ア 風向、風速、燃焼物等を考慮し、街区の耐火建築物、幹線道路、河川、公園、広場等を拠点とする。

イ 火災防ぎよ線（延焼阻止線）は、前記に基づき増援隊の必要配置隊数を考慮して設定する。

(5) 増援部隊の要請

延焼が拡大し、又は大火が予想され、増援隊の要請が必要と認められるときは、消防相互応援協定市町村に要請を求め、関係機関並びに地域住民の協力を求め、なお防ぎよ困難と判断したときは、自衛隊の派遣要請を行う。

(6) 人命救助

災害現場において生命身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の救出（救助）は、次により行う。

ア 人命検索

出動班長は、火災現場到着と同時に要救助者の有無について検索する。

イ 救助行動

現場において、まさに危機にひんする者がある場合は、防ぎよ活動に優先し各出動隊が救助活動を行う。

5 林野火災の防ぎよ

(1) 活動体制

- ア 現場の状況により、後続応援並びに関係機関及び付近の一般住民の協力を要請する。
- イ 延焼拡大が甚だしく、消防団（日高広域消防事務組合消防本部）及び関係機関並びに付近住民の協力を得ても防ぎよ困難な場合は、消防相互応援協定市町村の応援を要請するとともに、必要に応じ県の防災ヘリコプターの緊急運行及び自衛隊の派遣要請を行う。

(2) 応援隊の運用

- ア 現場まで誘導員を配置する。
- イ 指揮者に対して活動区域及びその内容を明確にし、十分な理解を得たうえで従事させる。
- ウ 現場指揮者との連絡時期、方法等を指示する。

(3) その他留意事項

- ア 防ぎよ活動が長期間にわたる場合は、給食、給水等の準備をする。
- イ 火勢は変わりやすいので単独行動は厳に慎み、たえず風向に注意する。
- ウ 他の機関等の応援により、非常に多人数になることが予想されるため、現場指揮者は、人員の把握に努める。
- エ 資機材の補給、燃料の補給等に留意する。

(4) 事後措置

- ア 火災が鎮火し、残火処理及び警戒終了後は、消防団長に報告の後、その指示により引揚げる。
- イ 火災原因及び損害調査の実施
- ウ 被害状況の報告

6 関係機関への連絡

火災を覚知したときは、日高広域消防事務組合消防本部に出動を要請するとともに御坊警察署に通報し、現場での交通制限等の協力を要請する。また、事故防止上必要ある場合は、関西電力等に連絡する。

7 空中消火活動の要請

林野火災は、通常の消火活動では対応できない場合が多いので、県と十分に連携した消火活動を行う。

第3項 救助・救急活動計画

[日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署、消防水防部]

災害発生地で生命と身体が現に危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の救助、救急を次のとおり実施する。

1 実施担当者

救助・救急活動は本部長（町長）が日高広域消防事務組合消防本部及び御坊警察署等と協力して実施し、消防水防部（消防団）が担当する。

2 対象者

救助、救急の対象者は、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 地すべり、山崩れ、土石流等により生埋めになった者
- (3) 流出家屋及び孤立したところに取り残された者
- (4) ガス、放射性物質の大量放出等により、生命、身体が危険にさらされている者
- (5) 列車、自動車、航空機、船舶等の大事故によって、生命、身体が危険にさらされている者
- (6) 海上に流された者（沿岸からおおむね500m以内とする。）
- (7) その他

3 救助・救急の方法

- (1) 救助・救急の対象者を発見した者は、直ちに役場又は警察官若しくは消防職員、消防団員に通報する。
- (2) 救助・救急活動は日高広域消防事務組合消防本部及び消防団が御坊警察署と協力して実施するが、消防機関のみで対応できない場合は、県警察、県その他防災関係機関（自衛隊等）に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関と連携をとる。

4 自主防災組織、事業所、町民による救助

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、町民は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力する。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、消防機関等への連絡

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 対象者

災害のため現に生命と身体が危険な状態である者又は生死不明の状態にある者に対して行う。なお、期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱う。

(2) 救出のための費用の限度と期間

ア 費用の限度

救出のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

イ 期間

災害で身の危険にある者の救出は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延期することができる。

(3) 書類の整備保管

被災者を救出した場合は次の書類を整理し、保管する。

ア 救助実施記録日計票（災害救助法様式）

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿（同様式6）

ウ 被災者救出状況記録簿（同様式15）

エ 被災者救出関係支払証拠書類

(4) 県への報告

本部長は、災害で身の危険にある者の救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

【消防・防災施設の整備状況】

	区分	現況
消防施設	防火水槽	12
	消火栓	286
	消防車庫及び器具庫	15
	望楼	0
消防機器	ポンプ自動車	4
	可搬式小型動力ポンプ	12
	小型動力ポンプ積載車	12
	消防指揮車	1
	緊急輸送車	0
	タンク車	0
防災施設	情報施設	無線放送

資料：町総務政策課調べ

第4項 医療助産対策計画

[防疫部]

家屋の倒壊、器物の落下、火災及び避難途上における事故等による負傷者に対して、迅速適切な医療・救護を以下に示す対策により実施する。

1 実施担当者

医療助産対策に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、防疫部が担当する。

2 医療班の編成

災害による負傷者等の医療・救護を行うために、町内各医師、看護師、事務員等関係者をもって医療班を編成する。

3 医療収容施設

町域における医療収容施設及びその概要は次のとおり。

名称	診療科目	職員数 (医師数)	病床数	所在地	電話番号
竹内医院	内科、小児科	7(1)	—	由良町里274-1	65-0075
玉置クリニック	内科、外科、小児科	7(1)	—	由良町里349-1	65-1511

4 救護所の設置

(1) 救護所は、町長の指示に基づき設置する。

(2) 設置場所

救護所	対象地区
由良小学校	阿戸区、網代区、横浜区、里区、南区、江ノ駒区、門前区
ゆらこども園	中区、畠区
白崎小学校	大引区、神谷区、吹井区、柳原区、黒田区、糸谷区
衣奈小学校	衣奈区、小引区、戸津井区、三尾川区

5 医療班の活動内容

- (1) 負傷者の重症度の判定（患者の振り分け業務：トリアージ）
- (2) 重症患者に対する救急蘇生術の実施
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (5) 助産業務
- (6) 死亡の確認

6 被災地域外からの医療班派遣

被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、県と調整して、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会その他医療機関に、医療班の派遣を要請する。

7 医薬品等の確保

(1) 品目

医薬品の確保品目は、時期に応じておおむね次のとおりとし、特に災害発生後3日間に必要となる医薬品等の迅速・確実な確保に配慮する。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	災害発生後3日間	包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	長期の避難	糖尿病、高血圧等への対応

(2) 調達方法

- ア 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料及び医療器具は町内医療機関の備蓄により対応するとともに、和歌山県薬剤師会日高支部と連携して確保する。
- イ 医薬品及び衛生材料等は備蓄されているものを有効に活用するが、医療・救護業務が広範囲にわたり、これらが不足するときには、県を通じて手配のあっせんを要請する。
- ウ 町外からの救急医療物資は、町内の備蓄拠点（町立武道館）に集積し、医療機関等に搬送する。

8 災害救助法が適用された場合の措置（知事から委任を受けた場合）

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達し、知事から委任を受けた場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 医療

ア 範囲及び方法

① 範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術、その他治療
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

② 方法

- (ア) 「災害救助法」による医療は、原則として知事が派遣する医療班（従事命令を受けた医師、看護師、日本赤十字社の医療班）によって行われるが、重症患者等で県の医療班による医療を実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。
- (イ) 県の医療班のほかに、町は医療班（医師1名と保健師又は看護師2名で1班とする。）を編成して医療・救護の万全を期す。

イ 費用の限度と期間

① 費用

医療のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

② 期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延長することができる。

ウ 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次の書類を整理し、保存する。

① 救助実施記録日計票（災害救助法様式）

② 医療品衛生材料受払簿（同様式6）

③ 医療班活動状況（同様式12）

④ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

⑤ 医薬品、衛生材料等購入関係支払い証拠書類

(2) 助産

ア 範囲及び方法

① 範囲

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前、分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

② 方法

県の医療班及び助産師によるほか、助産施設のある町域の医療機関で行う。

イ 費用の限度と期間

① 費用の限度

助産のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

② 期間

分娩した日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延長することができる。

ウ 書類の整備保管

助産を行った場合は、次の書類を整理し、保管する。

① 救助実施記録日計票（災害救助法様式）

② 衛生材料等受払簿（同様式6）

③ 助産台帳（同様式14）

④ 助産関係支出証拠書類

第5項 遺体の搜索及び処理・火葬計画

[救助部、御坊警察署]

災害発生時に行方不明となり、且つ周囲の状況、事情から推定して既に死亡していると考えられる者を搜索する。また、災害のために死亡した者について、遺体識別等のための処置を行い、且つ遺体の応急的な火葬を実施する。

1 実施担当者

遺体の搜索処理、火葬に係わる業務は、本部長（町長）が、御坊警察署と協力して実施し、救助部が担当する。

2 遺体の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、且つ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 関係機関との協力

御坊警察署と連携をとり搜索を行う。また、被災状況により、自衛隊、地元自治会等の協力を得て実施する。

(3) 遺体の検案

遺体を発見した場合速やかに警察に連絡する。警察は、届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について遺体検案その他所要の処理を行い、遺族へ引き渡す。

3 遺体の処理

本部長は、遺体検案の終了した遺体の処理について、下記の要領にて実施する。

(1) 遺体の処置を行う場合

- ア 災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことができない場合
- イ 死亡した者の遺族がない場合
- ウ 遺体の身元が不明の場合

(2) 遺体処置の方法

- ア 遺体の処理に必要な資材等については現物給付する。
- イ 処理の内容
 - ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ② 遺体の一時保存
 - ③ 引き渡し（遺族身元が判明し、引き取りが可能な場合）

4 火 葬

(1) 火葬を行う場合

災害時の混乱により火葬を行うことが困難な場合に町が直接火葬を行い、又はその遺族及び火葬義務者に応急的に便宜を与える。

(2) 火葬の方法

- ア 火葬は遺体処置の現物給付で行う。
- イ 火葬の程度は応急的なものとする。

(3) 火葬の基準

次の範囲内において、火葬を実施する者に現物をもって支給する。

- ア 棺（付属品を含む）
- イ 火葬の役務
- ウ 骨つぼ及び骨箱

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索のための費用の限度と期間

① 費用

搜索のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

② 期間

遺体の搜索の実施期間は、災害発生の日より10日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延長することができる。

イ 書類の整備保管

遺体の搜索を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ① 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- ② 搜索用機械器具燃料受付簿（同様式6）
- ③ 遺体の搜索状況記録簿
- ④ 遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処置

ア 遺体の処置に要する費用の限度と期間

① 費用

遺体の処置のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

② 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間を延長することができる。

イ 書類の整備保管

遺体の処置を実施した場合は次の書類を整理し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- ② 遺体処置台帳（同様式20）
- ③ 遺体処置費支出証拠書類

(3) 埋葬

ア 埋葬の費用の限度と期間

① 費用

埋葬のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

② 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間を延長することができる。

イ 書類の整備保管

埋葬を実施した場合は次の書類を整理し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- ② 埋葬台帳（同様式19）
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

(4) 知事への報告

町長は遺体の搜索、処置及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

名 称	所 在 地	電話番号
由 良 斎 場	江ノ駒250-1	65-1973

第6項 障害物の除去対策

[施設部]

災害に伴う崩壊土砂、倒壊家屋、落下物等の障害物は、被災者の救助や応急対策の実施を阻害するばかりでなく、道路交通や日常生活を困難にするので、早急に除去する。

なお、建築物の応急対策や修繕及び解体作業時に留意すべき石綿飛散防止対策等については、第2編第2章第11節第1項「6 有害物質流出等」に準じて実施する。

1 実施担当者及び実施機関

障害物の種別によって、それぞれ次の機関等が除去業務を実施する。

(1) 道路・河川関係障害物

- ア 県管理の国道及び県道にあっては和歌山県
- イ 町道にあっては町（施設部）
- ウ 県管理の河川にあっては和歌山県
- エ 町管理の河川及び水路にあっては町（施設部）
- オ 電柱架線等は関西電力（株）及び西日本電信電話（株）
- カ 建設中の現場工作物等はその業者

(2) 住宅関係障害物

「災害救助法」が適用された場合は、知事が土木業者に請け負わせて除去する。町が行う場合は、施設部が土木業者に請け負わせて行う。同法が適用されない場合は、町長が被害戸数を勘案したうえ、必要に応じて実施する。

2 障害物の対象

災害時に発生した障害物の除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

(1) 道路・河川関係障害物

- ア 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- イ 河川の溢水の防止、堤防の決壊等を防止するために必要と認める場合
- ウ 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(2) 住宅関係障害物（被災者自らの資力で除去することを原則とする）

必要最小限で応急的な処置を施す。

3 障害物除去の実施方法

(1) 道路関係障害物

- ア 障害物の除去は、次の優先順位により行う。
 - ① 避難路等の地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
 - ② 災害の拡大防止上重要な道路
 - ③ 緊急輸送を行う上で重要な道路
 - ④ その他応急対策活動上重要な道路
- イ 災害発生後速やかに道路関係障害物の実態を調査し、状況に応じて町の組織、労力、機械、器具を用い、又は道路関係業者の協力を得て速やかに実施する。

ウ 除去作業は、緊急の応急措置を実施する上で止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、道路交通に支障が起こらないよう配慮して実施する。

(2) 河川関係障害物

ア 災害発生後速やかに河川関係障害物の実態を調査し、状況に応じて町の組織、労力、機械、器具を用い、又は河川関係業者の協力を得て速やかに実施する。

イ 除去作業は、緊急の応急措置を実施するうえで止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、河川通水に支障が起こらないよう配慮して実施する。

(3) 住宅関係障害物

ア 住居又はその周辺に運ばれた土砂、倒木等を地域住民の協力のもとに、必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。

イ 障害物除去対象住宅を調査・選定し、除去作業に必要な車両、機械、器具を確保する。

4 ガレキ等の一時置場の確保

施設部は、ガレキ等が大量となり、又は処理に長時間を要すると見込まれる場合、町が所有する空地、公園にガレキ仮置場を確保する。また、町所有地のみで対処が困難な場合は、必要に応じ所有者の同意を得て民有地を借りるなどして確保する。

なお、ガレキ仮置場はあくまでも一時的なもので、最終処理用地が定まったときは速やかに移送する。

また、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民や作業者の健康管理及び安全管理に配慮する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法（知事から委任を受けた場合）

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 対象者

災害によって障害物が居室、炊事場、敷地内等に運びこまれ、一時的に日常生活が営めない状態にあり、自らの資力では障害物の除去ができない者に対して行う。

(2) 障害物除去の方法

人夫又は技術者により障害物を除去し、住むことができる状態にする。

(3) 障害物除去の費用の限度と期間

ア 費用

障害物除去のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

イ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延長することができる。

(4) 書類の保管整備

障害物の除去を実施した場合は次の書類を整理し、保管する。

ア 救助実施記録日計票（災害救助法様式）

- イ 障害物除去の状況 (同様式21)
- ウ 障害物除去支出関係証拠書類

第7項 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画

[施設部]

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害防止対策について定める。

1 実施担当者

公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策のうち、本部長（町長）が実施するものについては、施設部が担当する。

2 対策内容

(1) 土砂災害

- ア 災害発生後において緊急パトロールを実施し、土砂災害危険箇所を把握する。
- イ 把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。
- ウ 二次災害の危険が予測される土砂災害危険箇所については、町民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。
- エ 土砂災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- オ 県、指定地方行政機関等と協力し、総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 道路

- ア 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- イ 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や町民への周知を図る。
- ウ 管理者は、緊急時の町活用道路について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
- エ 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

(3) 河川

- ア 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。
- イ 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や町民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図る。

(4) ため池

- ア 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- イ 管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- ウ 危険箇所の町民への周知と警戒避難体制を強化する。

(5) 森林防災対策

- ア 災害発生後において緊急パトロールを実施し、山地災害危険箇所を把握する。
- イ 把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。

ウ 二次災害の危険が予測される山地災害危険箇所については、町民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。

エ 山地災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

(6) 農業土木施設対策

ア 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。

イ 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。

(7) 宅地防災対策

ア 災害発生後において緊急パトロールを実施し、宅地災害危険箇所を把握する。

イ 把握された所管の危険箇所については、緊急対策を実施する。

第5節 交通等に関する計画

第1項 配車・輸送の実施

[総合調整部]

災害時における被災者、災害応急対策要員及び応急対策用資機材の迅速な移送・輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであって、災害対策に大きく影響するものである。

したがって、災害時における輸送力の確保については、平常時においても絶えず留意し、町有車両等の整備点検を行い、突発する災害に備える。

1 実施担当者

配車・輸送対策に係わる業務は本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

2 車両等の使用及び借り上げ

緊急輸送については、災害の規模及び被害の程度等によって異なるが、原則として町有車両により町単独で実施するように努める。

上記車両を使用しても不足する場合は、次の方法により車両を調達する。

- (1) 一般車両 タクシー会社、バス会社、その他の運送業者等への協力要請
- (2) 特殊車両 運送業者、建設業者等への協力要請

なお、これらを使用しても不足する場合は、県に車両その他の輸送力の確保或いは輸送、移送についての応援等を要請するが、この場合においては輸送内容その他必要条件を明示して要請する。

3 輸送の範囲

「災害救助法」が適用された場合の輸送基準は、同法関係規定の定めるところによるが、「災害救助法」が適用されない場合も含めた災害時における輸送対象は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等、人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等、初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料及び水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行

- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続き

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両を運用する場合、公安委員会による緊急通行車両の確認を受けなくてはならない。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車（消防車等）については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

(1) 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

- ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 確認の申出

緊急通行車両の確認を受ける場合は、次の内容を御坊警察署に申出する。

（申出の内容）

- ① 番号標に表示されている番号
- ② 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）
- ③ 使用者（町）の住所、氏名、電話番号
- ④ 通行日時
- ⑤ 通行経路（出発地、目的地）

イ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた場合は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

ウ 事前届出

確認手続きの省力化、簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速且つ円滑に行うため、緊急通行車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する御坊警察署長を経由して公安委員会に申請する。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

- ① 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ② 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道

府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

5 交通規制除外対象車両

交通規制を実施する場合に、事務又は業務の性質上町民の日常生活欠くことのできない車両及び公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障が及ばない限り通行が認められる。

(1) 対象車両

交通規制の対象から除外される車両は、次に掲げる車両のうち規制対象外車両として、御坊警察署長等に申請して除外標章の交付を受け、当該除外標章を掲出し、かつ当該目的のために使用中のものとする。

- ア 道路交通法第41条に規定する道路維持作業用自動車
- イ 道路交通法第71条第2号に規定する通学通園バス
- ウ 郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- エ 公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）に規定する電報の配達のため使用する車両
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の収集のため使用する車両
- カ その他公益上又は社会生活上とくに通行する必要があると認められた車両

(2) 除外標章の交付手続き

ア 申請

除外標章の交付を受けようとする場合は、通行の禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する御坊警察署長等に、規制対象除外車両通行申請書を提出して申請する。

イ 除外標章の取り扱い

交付された規制対象除外車両通行証明書は、通行するときは常に携行し、かつ除外標章を車両前面のダッシュボードの上など外部から見やすい箇所に掲出する。

6 救援物資の受入、集積、分類

県、他市町村、関係機関及び町民等から提供・搬入された救援物資は、備蓄拠点（町立武道館）において受入、集積、分類（仕分け）し、町有車両及び確保車両を活用して、各避難所、救護所等へ配送する。

第2項 ヘリコプターの派遣要請

[総合調整部、消防水防部]

1 実施責任者

ヘリコプターの派遣要請は本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

2 要請の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準により県に防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターの支援を要請する。

- (1) 緊急に人命救助をする必要があるとき。
- (2) 医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき。
- (3) 大規模な林野火災が発生したとき等。

3 派遣要請等

(1) 防災ヘリコプター

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要領」の定めるところにより、原則として町本部からの要請により運行する。その概要は次のとおり。

ア 応援要請の原則

町域内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、本部長（町長）が知事に要請する。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 町等の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、且つ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

【緊急時応援要請連絡先】

和歌山県防災航空センター TEL 0739(45)8211 (防)【7】-364-451, -364-400
FAX 0739(45)8213 (防)【7】-364-499

※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

エ 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
- ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- ④ 被災者等の救出
- ⑤ 救援物資、人員等の搬送
- ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- ⑦ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(2) 自衛隊のヘリコプター

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、第2編第2章第3節第1項「自衛隊の派遣要請計画」による。

ア 派遣依頼先

和歌山県知事（災害対策課）

和歌山県和歌山市小松原通1-1

NTT番号 073-432-4111（代表）

073-441-2262（災害対策課）

NTT FAX 073-422-7652

和歌山県総合防災情報システム（電話）【7】-300-404

（FAX）【7】-300-484～6,487

※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

イ 知事に依頼できない場合の通知先（連絡可能となった時点で県知事に連絡）

陸上自衛隊 第37普通科連隊長

大阪府和泉市伯太町

NTT番号 0725-41-0090（代表）

（昼間）第3科（内236～239）

（夜間）当直司令室（内302）

NTT FAX 0725-41-0090（内線207）

和歌山県総合防災情報システム（電話）【7】-392-400

（FAX）【7】-392-499

※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

4 受入準備

(1) 受入準備

ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

ア ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

イ 異着陸地点に、H記号を石灰等を用いて表示する。

ウ ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。

- エ ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空より良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- オ 離着陸地点周辺の木片、小石等はヘリコプターのローターに吹き飛ばされるので、で
きるだけ取り除く。
- カ 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

(2) 離着陸不能の条件

- ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。
- ア 雨天又は霧が発生し、視界が不良の場合
- イ 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- ウ 日没後
- エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

【災害時におけるヘリコプター発着予定地】

施設名	所在地	施設管理者		発着場面積 東西m南北m	備考
		氏名	電話番号		
由良中学校	阿戸 708	由良町教育委員会	0738(65)1800	100× 80	北側に校舎
由良町民運動場	吹井 822-2	由 良 町 長	0738(65)1800	120×120	
由良町防災ヘリポート	吹井 941-1	由 良 町 長	0738(65)1801	60×60	北、東、南 に山

【海上自衛隊ヘリポート】

施設名	所在地	電話番号
海上自衛隊由良基地ヘリポート	阿戸708-5	0738(65)0056

第3項 交通対策計画

[施設部、御坊警察署]

災害時に道路、橋りょう等における円滑な交通を確保、規制し、被災者の避難、傷病者の収容、応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び生活必需品の輸送を迅速且つ的確に実施することを目的とする。交通の確保に当っては、災害の程度及び範囲などの状況を総合的に判断して、必要に応じて和歌山県、隣接市町並びに関係機関と密接な連絡調整を図る。

1 実施担当者

交通対策に係わる業務は、本部長（町長）が、御坊警察署等と協力して実施し、施設部が担当する。

2 道路及び橋りょうの危険箇所の把握

(1) 道路巡視

災害により、道路及び橋りょう等に被害の発生が予想されるときは交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して、災害時に迅速且つ適切な措置がとれるよう努める。

(2) 発見者の通報

道路、橋りょう等の交通施設の被害、その他交通関係の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく災害対策本部（施設部）又は御坊警察署に通報する。

3 交通規制

(1) 規制の実施方法

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、規制を実施するときは、御坊警察署と緊密な連絡をとり、相互に適切な処置が執られるよう配慮する。

区分	実施責任者	基準
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合（道路法第46条） 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合（道路法第46条）
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策が的確且つ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき（災害対策基本法第76条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき（道路交通法第4条、5条） 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 （道路交通法第6条）

(2) 規制の報告

町長（本部長）が規制を行ったときは、次の事項を明らかにし、御坊警察署長、日高振興局建設部長に報告、通知する。

- ア 規制の種別（禁止／制限）と対象
- イ 規制する区域と区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ迂回路その他の状況

(3) 規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導等の措置を講ずる。

(4) 規制の広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、標識の掲示又は報道機関を通じて交通関係業者や一般通行者に対して広報することにより、一般交通にできる限り支障のないよう努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

第6節 土砂災害の警戒避難計画

降雨時における土砂災害への応急対策は、和歌山地方気象台（以下「気象台」という。）が発表する大雨警報、和歌山県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報、気象予測システム（SYN F O S – 3 D 降水予測など）、土砂災害警戒避難判定図、及び町民通報や巡回活動から得られる前兆現象等に基づいて実施する。

なお、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令基準、避難すべき区域、伝達手段等の詳細は、「避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル」に別途定める。

第1項 警戒体制の確立

[関係機関、総合調整部、施設部、消防水防部]

異常な気象等により、災害危険箇所等で災害のおそれがあると思われる場合は、必要に応じて警戒体制をとり、以下の事項を実施する。

- (1) 警戒区域に対する警戒及び巡回
- (2) 気象情報、予報・警報等の情報収集・伝達
- (3) 土砂災害警戒情報の収集・伝達
- (4) 必要により町民に対する災害情報、避難準備の広報及び避難の勧告、指示（緊急）
- (5) 消防団、自主防災組織の活用

第2項 情報の収集及び伝達

[関係機関、総合調整部、施設部、消防水防部]

- (1) 情報の収集

災害危険箇所及び通報箇所の警戒巡回、町民からの通報等により情報の収集を行う。

また、和歌山県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報、危険度の推移がわかる土砂災害警戒避難判定図等を活用する。

- (2) 情報の伝達

町が収集した情報は、必要に応じ防災行政無線、広報車等により広報する。

- (3) 要配慮者利用施設等の防災対策支援

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に存在する要配慮者利用施設の管理者に対しては、電話連絡、口頭伝達等により確実に伝達する。

【※防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編「資料1-7(1)」を参照。】

- (4) 伝達情報の内容

- ア 気象予報・警報・土砂災害警戒情報等の情報
- イ 前兆現象の監視、観測状況の報告
- ウ 避難の勧告又は指示（緊急）
- エ その他応急対策に必要な情報

- (5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を日高振興局建設部に対して行う。

第3項 活動体制

[関係機関、総合調整部、施設部、救助部、防疫部、消防水防部]

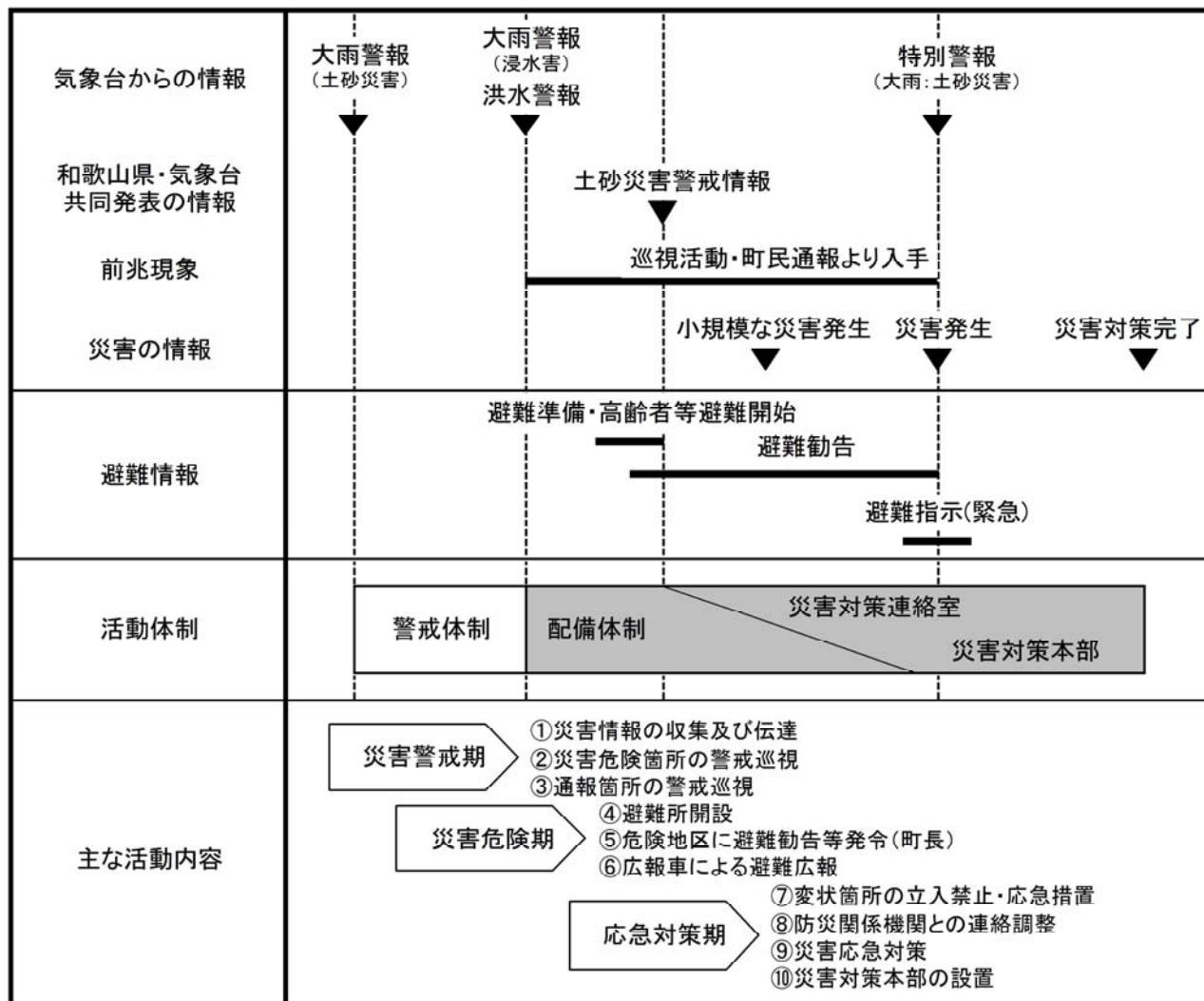
土砂災害への活動体制は、次のとおりとする。

由良町に大雨警報（土砂災害）が発表された場合は、職員動員基準に基づき「警戒体制」をとり情報収集等の活動を行う。大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表された場合は、警戒活動を行うことができる「配備体制」をとる。

さらに、由良町に土砂災害警戒情報が発表され、警戒巡回や町民通報により前兆現象が覚知された場合には、関係機関との連絡調整の強化や活動方針を調整・決定するため「災害対策連絡室」を設置し、災害の警戒及び災害の予防・応急対策活動に万全を期す。

災害が発生した場合は、本部長（町長）は、総合調整部連絡調整班の情報（収集した被害状況等）を基に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策活動を行う。

【土砂災害の活動体制】



※避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)）の発令は、「避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル」を基に被害が発生する前の段階に避難勧告等を発令できるよう気象情報等を分析した予測ベースの発令に努める。

第4項 警戒避難計画

[関係機関、総合調整部、救助部、防疫部、消防水防部、御坊警察署]

避難に関する事項は、「第2編第2章第7節避難計画」によるほか、本計画に定めるところによる。

1 自主避難

巡視活動や町民通報等により現場を確認した際に、現場状況から危険区域内に住民の生命

- ・身体に危険が切迫していると判断した場合や住民から自主避難の申し出があった場合は、最寄りの避難所を開設し、関係住民の自主的な避難を促す。

2 避難の勧告又は指示（緊急）

土砂災害警戒情報の発表を目安に、避難所への職員派遣、町民への広報等の活動、災害応急対策等の準備を行う。

集中豪雨その他の異常な自然現象により、土砂災害の発生又は災害が発生する危険性が高まっていると認められる時は、それぞれ危険箇所ごとに居住者、要配慮者利用施設等に対し、避難のための立退きを勧告又は指示（緊急）し、関係職員は迅速な広報活動にあたるとともに、周知にあたっては高齢者、障害者などの要配慮者に配慮する。

避難勧告又は指示（緊急）を行った場合、本部長（町長）は、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織等の協力を得て、避難者の誘導にあたるとともに、勧告又は指示（緊急）を行った旨を知事へ報告するとともに関係機関へ通知する。

3 伝達方法

「第2編第2章第7節避難計画」に準ずる。

4 避難誘導

「第2編第2章第7節避難計画」に準ずる。

【※防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編「資料1-7(1)～(2)」を参照。】

【※土砂災害警戒区域等は、資料編「資料1-8」、「資料1-9(1)～(6)」を参照。】

【※土砂災害危険箇所は、資料編「資料1-10」、「資料1-11(1)～(6)」を参照。】

第7節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にいる町民等に対する避難のための勧告・指示(緊急)及び避難所の開設並びに収容保護は本計画に定める。

第1項 避難勧告・指示(緊急)等

[関係機関、総合調整部、救助部、防疫部、消防水防部、御坊警察署]

1 実施担当

総合調整部及び救助部は、災害の状況により御坊警察署及び関係機関と連携のもと、町長の指示(命令)に基づき町民等の生命又は身体を保護するため、避難の勧告・指示(緊急)、避難誘導及び避難所の開設等を行う。

総合調整部は、避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル、並びに町長の指示(命令)に基づき避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))を的確に伝達するため、各部の調整等を行う。

防疫部要配慮者支援班は、町長の指示(命令)に基づき要配慮者の安全確保を図るため、避難誘導等を行う。

各施設管理者は、町長の指示や協力要請を受けて、避難所の解放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

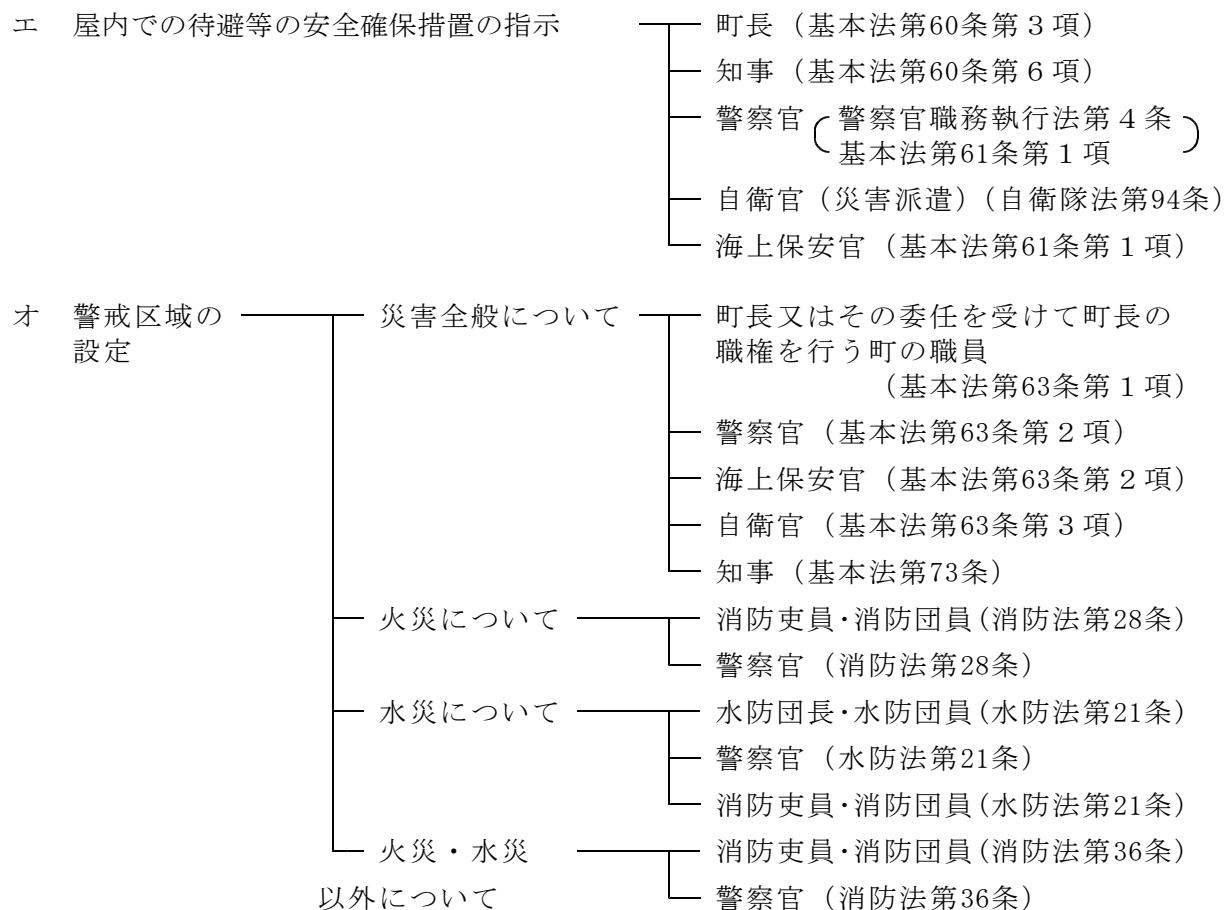
2 避難のための立ち退きの勧告又は指示(緊急)等の権限

避難のための立ち退きの勧告又は指示(緊急)の実施責任者は、災害の種類等により以下に定める者が行う。

ア 避難準備・高齢者等避難開始の提供 —— 町長(基本法第56条)

イ 避難の勧告 —— 災害全般について 町長(基本法第60条)
知事(基本法第60条第5項)

ウ 避難指示(緊急) —— 洪水について 知事又はその命を受けた職員
(水防法第29条)
水防管理者:町長(水防法第29条)
地すべりについて 知事又はその命を受けた職員
(地すべり防止法第25条)
災害全般について 町長(基本法第60条)
知事(基本法第60条第5項)
警察官(警察官職務執行法第4条)
基本法第61条
自衛官(災害派遣)(自衛隊法第94条)
海上保安官(基本法第61条)



第2項 避難情報の伝達方法等

[総合調整部]

1 避難の一般的基準

避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））は、原則として次のような状態になったときに発するものとし、具体的には「避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル」を基に被害が発生する前の段階に避難勧告等を発令できるよう気象情報等を分析した予測ベースの発令に努める。

発令基準の詳細は、「避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル」に別途定める。

- (1) 避難の必要が予想される各種気象警報（大雨洪水警報、津波警報等）及び土砂災害警戒情報が発せられたとき
- (2) 町内の河川において、はん濫注意水位（由良川）を突破するなど洪水のおそれがあるとき
- (3) 地すべり、がけ崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
- (4) 爆発のおそれがあるとき
- (5) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (6) その他町民の生命又は身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

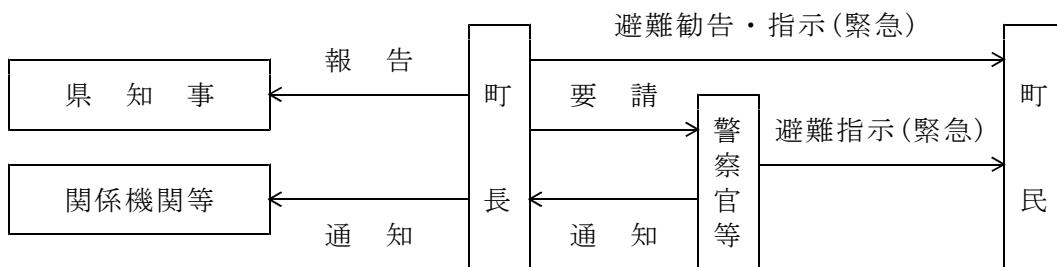
2 避難準備・高齢者等避難開始の提供

災害が発生するおそれがある場合においては、町民等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策として、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて提供する。

3 避難勧告又は指示（緊急）

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。
- (3) 本部長（町長）又はその他の実施者が、その管轄区域内において危険が切迫し、あるいは必要な場合は事態に応じて、避難のための立ち退きの勧告又は指示（緊急）を行い、当該勧告又は指示（緊急）をした旨を速やかに関係機関に通知する。
- (4) 本部長（町長）は勧告又は指示（緊急）を行った場合、その旨を知事へ報告するとともに下記の関係機関へ通知する。また、解除した場合も同様とする。
 - ア 日高振興局
 - イ 御坊警察署

ウ 日高広域消防事務組合消防本部



(5) 避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示(緊急)し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示(緊急)に関する事項について、助言を求める。

4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）の伝達事項

- (1) 発令者
- (2) 予想される災害危険及び避難を必要とする理由
- (3) 避難を必要とする地区、字名等（避難対象地域）
- (4) 避難の時期、誘導者（消防団員等）
- (5) 避難所、避難先
- (6) 避難経路
- (7) 注意事項
 - ア 家屋の戸締まりをすること。
 - イ 火の始末をすること。
 - ウ 随行品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。
 - エ 行動しやすい服装であること。
 - オ 消防職員、消防団員、町職員、警察官等の避難誘導がある場合は、その指示に従うこと。

5 伝達方法

(1) 自治会（自主防災組織）等による伝達

避難の勧告又は指示(緊急)の伝達は、原則として自治会（自主防災組織）等を通じて行う。本部長（町長）による勧告又は指示(緊急)がなされた場合には、総合調整部が、当該地区内の自治会長に連絡し、自治会（自主防災組織）等を通じて町民に伝達する。

なお、夜間停電時又は電話不通時等で伝達が困難な場合は、消防団員、警察官等に協力を求め戸別に伝達するよう努める。

避難行動要支援者への情報伝達は、避難行動支援対策と対応しつつ電話連絡、直接の訪問により伝達する。

(2) 広報車、防災行政無線放送等による伝達

広報車、防災行政無線放送等を利用して、避難の勧告又は指示(緊急)を伝達するとともに、必要に応じてハンドマイク等を利用し、速やかな伝達に努める。

(3) ラジオ、テレビによる伝達

総合調整部は、広域にわたって避難の勧告又は指示(緊急)の伝達を必要とするときは、ラジオ、テレビの放送局に対し緊急放送を依頼する。

(4) メールによる伝達

防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールを利用する。

【伝達先・伝達手段】

伝達先	担当班 (班長担当職)	伝達手段
自主防災会会长	連絡調整班・管財班 (総務政策課 副課長、課長補佐 又は企画員)	【伝達順序】 1 電話連絡 2 防災行政無線 3 口頭伝達
住 民	管財班 (総務政策課 副課長、課長補佐 又は企画員)	・防災行政無線 ・総合防災情報システムによる メール配信
	広報班 (総務政策課 副課長、課長補佐 又は企画員)	・行政チャンネル ・広報車による伝達
【防災関係機関等】 県・振興局・近隣市町 警察・消防・消防団 自衛隊 郵便局 NTT・関西電力 災害時応援協定業者	すべての班	連絡調整班と調整を行い伝達 ・電話連絡 ・防災行政無線 ・口頭伝達
【福祉関係機関等】 民生委員・児童委員 社会福祉協議会 老人ホーム	要配慮者支援班 (住民福祉課 副課長、課長補佐 又は企画員)	必要に応じて直接連絡 ・電話連絡 ・FAX ・口頭伝達
病 院 等	防疫班 (住民福祉課 副課長、課長補佐 又は企画員)	必要に応じて直接連絡 ・電話連絡 ・FAX ・口頭伝達
学校・ゆらこども園 公民館等	教育班 (教育課 副課長、課長補佐 又は企画員)	連絡調整班との調整後に伝達 ・電話連絡 ・FAX ・口頭伝達

第3項 避難誘導

[総合調整部、救助部、防疫部、消防水防部、御坊警察署]

本部長（町長）は、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署、自治会（自主防災組織）等の協力を得て、避難を必要とする地域の町民等が安全且つ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

1 避難誘導者

(1) 町民等の避難誘導

避難者の誘導は、消防職員、消防団員、警察官等が行い、増員を必要とするときは、本部長（町長）が、町職員の中から必要人員を動員する。

(2) 学校、社会福祉施設、事業所等における避難誘導

学校、こども園、社会福祉施設、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として消防計画又は避難計画に基づき施設の防火管理者及び管理権原者が実施する。

2 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じ次のように実施する。

(1) 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により所定の避難所又は縁故関係先に避難する。

(2) 自力での避難が困難な避難行動要支援者については、あらかじめ定められた方法により、できる限り早めに事前避難させる。

(3) 避難誘導は、なるべく区、あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(4) 災害が発生した場合又は事前避難の時間的余裕がないときは、緊急避難を行なうものとし、緊急避難の場合は避難の指示（緊急）・勧告が発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

(5) 避難場所は安全レベル（☆、☆☆、☆☆☆）のある避難場所に避難することとし、できる限り避難場所（☆☆、☆☆☆）へ避難する。

避難場所（☆）又は（☆（注））で危険が切迫した場合は、避難場所（☆☆、☆☆☆）に二次避難する。

(6) 浸水（道路冠水など）により避難場所までの歩行等が危険な状態になったときは、生命を守る最低限の行動として、自宅や近くの建物の2階等へ緊急的に避難する。

(7) 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所に二次避難する。

3 避難経路の明示

避難場所を避難対象住民に周知させるため、広報に努める。また、必要に応じて経路要所ごとに避難誘導者を配置するとともに、特に危険な地点にはロープ等を張るなど、被害の防止に努める。

4 誘導の順位及び移送の方法

(1) 避難の順位

緊急度の高い地区から順に避難誘導を行う。

避難は高齢者、障害者、乳幼児、子ども、傷病者及び女性を優先する。

(2) 移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者、社会福祉施設等の入所者、子どもの避難については、必要に応じて車両等を利用する。

第4項 学校・社会福祉施設等における避難対策

[救助部、防疫部、教育部]

1 学校・こども園等における避難対策

以下に示す内容の避難計画を策定し、児童、生徒及び園児の生命並びに身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置
- (5) 避難者の確認
- (6) 児童、生徒及び園児の保護者への引渡し方法

2 社会福祉施設等における避難対策

以下に示す内容の避難計画を策定し、施設の居住者の生命及び身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
- (5) 避難者の確認
- (6) 保護者への引渡し方法

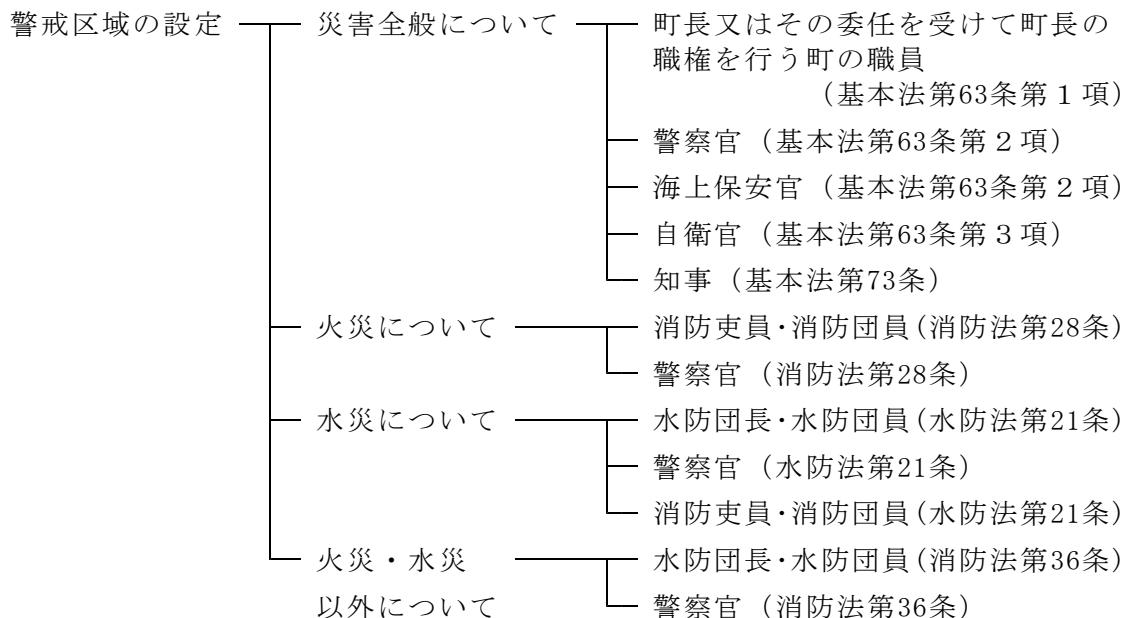
第5項 警戒区域の設定

[関係機関、総合調整部、消防水防部]

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命と身体の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の一般の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、県（知事）への報告は、避難の措置及び解除に準じて行う。



設定権者	要件（内容）
町長	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。
知事	知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
警察官	警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。
海上保安官	海上保安官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
消防吏員 又は 消防団員	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。
水防団長 水防団員	水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。

2 警戒区域の設定を検討しなければならない場合

- (1) 延焼火災が予想される区域
- (2) 土砂災害危険地域
- (3) 浸水が予想される区域
- (4) 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- (5) 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- (6) その他町民の生命を守るために必要と認められるとき

3 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域を設定したときは、御坊警察署長、和歌山海上保安部長の協力を得て警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。
- (2) 町長は、警戒区域の設定について、御坊警察署長等関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 町長は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第6項 避難所の開設・運営・閉鎖

[救助部、防疫部]

本部長（町長）は、災害のため現に被害を受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために避難所を開設する。

1 避難所に収容する被災者（対象者）

- (1) 災害によって住家が被害を受け居住の場所を失った者又は災害を受けて現に居住の場所のない者
- (2) 災害により被害を受けるおそれがあるて避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難の勧告又は指示(緊急)を受けた者あるいは避難の勧告又は指示(緊急)はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため避難所へ避難して来た者

2 開設の方法

- (1) 避難所としては、避難場所一覧に掲げている小・中学校等の建物を使用するが、被害及び地域の状況により、公民館等の既存の公共施設並びに寺院等を利用するほか、適当な施設がない場合には野外に建物を仮設し、又は天幕を借り上げて避難所を開設する。

なお、避難所を開設する際は、施設管理者に協力を要請し、以下の要領により開設する。

- (2) 避難所を開設したときは、その旨を周知し、避難所に収容すべき者を誘導して保護にあたる。

- (3) 避難所を設置したときは、本部長（町長）は責任者を定め、避難所開設の状況を連絡させる。本部長（町長）は各避難所の責任者からの連絡を取りまとめ、知事にその状況を報告する。避難所開設状況の報告事項は以下のとおりである。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 避難所箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込
- エ その他

- (4) 避難した者に対しては所要の応急保護を行った後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散移動するよう指導し、止むを得ない者については仮設住宅等への収容を考慮する。

- (5) 避難所において緊急事態が発生した場合は、総合調整部に連絡のうえ適切な処置をする。ただし連絡不能の場合は責任者において事態に即応した処理を行ない、事後総合調整部に報告する。

- (6) 避難所開設時には、避難者名簿帳とともに、次の用品を持参する。

- ア 懐中電灯等の照明用具
- イ 軽微な負傷、症病に必要な救急薬品及び材料
- ウ ラジオ
- エ 毛布
- オ 食料、飲料水
- カ その他

3 避難所の運営

避難所の運営は、次の要領に基づき実施する。

- (1) 避難所の運営は、町職員が自治会（自主防災組織）、ボランティア団体等の協力を得て行う。
- (2) 避難所の開設に伴い、必要に応じ各避難所に職員を配置し、避難所責任者に任命する。また、職員を配置しない場合は、自治会（自主防災組織）の長等を避難所責任者に任命する。
- (3) 町職員が到着するまでは、施設管理者が避難所の管理を実施する。
- (4) 避難所運営責任者は、被災者がお互いに助け合い、また自主的な避難生活が実施できるように、避難所の自治組織の結成を促し、これを支援する。
- (5) 学校等の施設の場合、学校職員及び教員は児童、生徒の安全確保及び避難を最優先とするが、可能な範囲において避難所の運営に協力する。
- (6) 避難所運営責任者は、避難者の氏名、住所等の必要事項を掌握し、災害対策本部へ報告する。また、避難所において必要とする食料、飲料水及び生活必需品について救助部へ連絡する。
- (7) 避難所内において、介護を必要とする高齢者や障害者、また、女性の更衣や授乳等のためのスペースや配置に配慮する。（福祉避難所、福祉避難室などの設置）
また、避難所責任者は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

4 要配慮者対策

(1) 避難先での対策

- ア 相談窓口の設置
- イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保
(福祉避難室、授乳・乳幼児室等の確保、専用室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を配慮したスペースの確保など)
- エ 避難所等における要配慮者の把握と要望調査
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ク 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

(2) その他災害時に配慮すべき事項

- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- イ 風邪等の感染症対策
- ウ 避難所に要配慮者担当を配置
- エ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- オ 仮設住宅の優先的入居

5 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者への対応

- ア 町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。
- イ 町は、各種の手段により、徒步帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保、滞在場所の提供、帰宅のための支援など必要な広報に努める。
- ウ 町は、帰宅途中で救援が必要になった者、避難所への収容が必要になった者への救助対策、避難所対策を図る。

(2) 事業所等における措置

事業所や宿泊施設などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員、宿泊客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保に留意した対策をとるものとする。

6 避難所の集約・閉鎖

総合調整部は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、縁故のある者は速やかに縁故先へ、高齢者や障害者等の日常介護を必要とする者については介護体制の整った施設へ移動するよう指導する。また、その他の者についても早期に移動するよう指導する。

日時が経過し、収容人数が減少した場合は、避難所の集約及び閉鎖に努める。

第7項 避難所開設期間及び設置の基準

[救助部]

1 「災害救助法」が適用されない場合

災害救助法が適用されない場合の避難所の開設期間及び設置のための費用は、「災害救助法」に準じて、町長の判断により決定する。

2 「災害救助法」が適用された場合

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合、本部長は県支部を経由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、期間を定めることができる。

協議は次の事項を明示して行う。(救助に関する期間延長については、すべての項目について共通。)

- ア 実施期間内により難しい理由
- イ 必要とする救助の実施期間
- ウ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- エ その他

(2) 設置のための費用

避難所開設及び避難者収容のための費用及びその内訳を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

(3) 書類の整備保管

避難所を開設した場合は、次の書類を整理し、保管する。

- ア 避難者名簿（様式）
- イ 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- ウ 避難所用物資受払簿（同様式6）
- エ 避難所設置及び収容状況（同様式7）
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第8節 被災者救助に関する計画

第1項 食料供給対策計画

[救助部]

住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障がある者又は住家に被害を受け一時的に縁故先等へ避難する者に対して、応急的な炊き出し又は食料品の支給を行う。

1 実施担当者

応急食料の炊き出しは、本部長（町長）が実施し、救助部が担当する。

2 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者
- (3) 被害を受け一時的に縁故先などに避難する者

3 炊出し

(1) 施設

炊き出しは、ゆらこども園が行い、応援が必要な場合は、由良町赤十字奉仕団等に協力を求める。

ア 炊き出し施設

ゆらこども園

イ 協力団体

由良町赤十字奉仕団

(2) 給食材料の確保

給食材料の確保については、販売業者の協力を求める。ただし、給食材料が不足する場合は、県に給食材料の確保のあっせんを要請する。

(3) 留意点

ア 炊き出し現場には、責任者を配置する。責任者は、その実態に応じ混乱が起こらないように指導するとともに、関係事項を記録する。

イ 炊き出しの献立は、栄養を考慮してつくるなければならないが、被災の状況により食器等が確保されるまでの間は、おにぎりと漬物、缶詰等の副食を供給する。

ウ 町において直接炊き出しをすることが困難な場合は、米飯業者等に注文する。この場合は、炊き出しの基準等を明示する。

エ 食料の供給は原則として米穀（おにぎり）、乾パン、パン等とするが、高齢者、乳幼児等に対しては、十分に配慮し、実情に応じた給食を行うよう努める。

オ その他留意点

- ① 食料の配膳とともに飲料水を供給する。
- ② 必要な食器、容器を確保する。
- ③ 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。

- ④ 害虫駆除に十分注意する。
- ⑤ 原料の吟味及び保存等に十分注意する。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 納入方法

炊出しその他の食品の納入のため必要な原材料等の調達は本部が行う。

ただし、大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、県と連携を図り「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づく食料の緊急引渡しを日高振興局長を経由して知事に要請し調達する。

ア 主食

① 供給品目

災害救助用米穀等は、精米で被災者一食あたり200gとする。

ただし、消費の実情に応じては乾パンの供給を行う。(乾パンの一食分は100グラムとする。)

② 供給数量

被災者に対して、炊出しによる給食を行う場合の供給数量は上記供給量に、町長が必要と認める者の数及び実施期間の日数を乗じて得た数量とする。

イ 副食

炊出し用副食については、関係業者と常に連絡を保ち、速やかに調達できるようにしておく。

(2) 納入基準

ア 期間

給食を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

なお、住宅の被害による被災者が、一時縁故先へ避難する場合の応急的な食品の納入については、現物をもって3日以内の食品を支給する。

イ 費用の基準

給食のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

ウ 乳幼児に対するミルク等の納入

乳幼児に対する炊出しその他のによる食品の納入は、ミルク等によって行うこともできるが、その基準は上記の費用の基準に準じて適宜行う。

(3) 書類の整備保管

炊出しを実施した場合、次の書類を整理し、保管する。

ア 救助実施記録日計票（災害救助法様式）

イ 炊出しその他のによる食品納入物品受付簿（同様式6）

ウ 炊出し給与状況（同様式9）

エ 炊出しその他のによる食品納入のための食料購入代金等支払証拠書類

オ 炊出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類

(4) 知事への報告

炊出しその他による食品の給与を行ったときは、町長はその状況を速やかに知事に報告する。

第2項 飲料水供給対策計画

[施設部]

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染され、飲料に適する水を得ることができない者に対して最小限度必要な飲料水を供給する。

1 実施担当者

飲料水供給に係わる業務は本部長（町長）が実施し、施設部が担当する。

2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

3 供給方法

(1) 補給水利の種別

- ア 上水道
- イ 井戸水

(2) 給水方法

給水車による運搬給水のほか、避難所等は公設共用栓を仮設して給水する。

(3) 給水量

災害発生から3日以内は1人1日3㍑、10日目までには3～20㍑、20日目までには20～100㍑を供給することを目指とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるよう努める。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (㍑/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用とあわせ水を得られなかつた者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水
	11日目から 20日目まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了すること目標とする。

(4) 県への報告

飲料水の供給を実施したときは、直ちに日高振興局健康福祉部（御坊保健所）を通じて県食品・生活衛生課へ報告する。

4 応援要請

町の独自の能力で飲料水の供給ができないときは、近隣市町村長若しくは、水道災害相互応援協定等に基づき第4ブロックの代表都市である御坊市に対し、次の事項を明らかにし、応援又は協力を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする地区
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援給水量
- (5) その他必要な事項

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

- (1) 飲料水供給のための費用の限度と期間

ア 費用

飲料水供給のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

イ 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延期できる。

- (2) 書類の整備保管

飲料水の供給を実施したときは、次の書類を整理し、保管する。

ア 救助実施記録日計票（災害救助法様式）

イ 給水用機械器具及び浄水用薬品資材受払簿（同様式6）

ウ 飲料水の供給簿（同様式10）

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

- (3) 知事への報告

飲料水の供給を行ったときは、町長は速やかにその状況を知事に報告する。

【給水器具の種類等】

種別	所有者	個数	運搬能力	備考
給水タンク	由良町上下水道課	7	1.0t	F R P製
		2	0.5t	プラスチック製
給水器具	由良町上下水道課	20	18L	ポリエチレン容器
		2,000	6L	ポリエチレン袋

第3項 生活必需品給（貸）与計画

[救助部]

住家が被害を受け、被服や寝具等生活必需品を喪失又は破損した被災者に一時の急場をしのぐ程度の生活必需品を給（貸）与する。

1 実施担当者

生活必需品給（貸）与に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、救助部が担当する。

2 対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により被服、寝具その他生活上必要な家財を喪失又は破損し、直ちに最小限度の日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

3 避難所収容者への寝具等生活必需品の貸与

避難所収容者に寝具が必要なとき、町の備品を貸与する。寝具が足りない場合は、業者から調達する。

4 留意点

生活必需品の供給にあたっては、高齢者、乳幼児、障害者等の実情を把握し、実態に即した物品の供給に努める。

女性向け物資の配布は、女性が担当する等配慮する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 品目並びに給（貸）与方法

被災者には被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって給（貸）与する。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(2) 給（貸）与基準

ア 期間

給（貸）与は災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣と協議し、同意を得たうえで期間を延長できる。

イ 納（貸）与の限度

救援物資の納（貸）与のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

(3) 物資の輸送

被災者に対する物資の輸送は、第2編第2章第5節第1項「配車・輸送の実施」に基づいて実施し、物資の納（貸）与については救援部において行う。

(4) 書類の整備保管

救助物資を購入し配分する場合は、次の書類を整理し、保管する。

- ア 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- イ 物資受払簿（同様式6）
- ウ 物資の給与状況（同様式11）
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 物資払出証拠書類
- カ 物資購入（配分）計画表

第4項 精神医療の実施

[防疫部、教育部]

災害時におけるP T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応方法について定める。

1 実施担当者

災害時における精神医療対策は、本部長（町長）が県、医師会、関係団体等と協力して行い、防疫部が担当する。

2 相談・普及啓発活動

県、医師会、ボランティア団体等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者や、精神障害者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

3 児童・生徒のこころのケア

心理的影響を受けやすい児童、生徒等に対し、次の活動を行う。

- (1) 教職員等によるカウンセリング
- (2) 電話相談等の実施
- (3) 教育相談センター、御坊保健所、児童相談所等の専門機関との連携

第5項 健康対策の実施

[防疫部]

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

1 実施担当者

災害時における健康相談や訪問指導等は本部長（町長）が実施し、防疫部が担当する。

2 巡回健康診断の実施

- (1) 被災者（地域、避難所及び仮設住宅）の健康管理、避難所や被災家庭の衛生的な生活環境の確保のために、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 要配慮者をはじめ、被災者の健康状態の把握に努め、健康管理及びメンタルケアを行う。
- (3) 福祉関係者や医師、民生委員、地域住民との連携を図り、支援体制を確立する。

3 巡回栄養相談の実施

- (1) 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため巡回相談等を実施する。
- (2) 巡回栄養相談の実施にあたり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。
- (3) 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

4 個別疾病対策

町は県と協力し、専門医療が必要となる血液透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、救急告示病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第6項 文教対策計画

[教育部]

災害時に、児童及び生徒を迅速に安全な場所に避難させ、その生命や身体を危険から守り、また、災害による教育の中断を防ぐため被害を受けた文教施設の迅速な応急措置を実施する。

なお、この計画は町内各小中学校を対象として総合的に樹立したもので、各学校の種別毎に区別していないが、関係の部分及び用語については、それぞれ読み替えて実施する。

1 実施担当者

文教に係わる業務は本部長（町長）が実施し、教育部が担当する。

2 休校等応急措置

生徒及び家庭に対する連絡方法は、時間的に余裕のある場合、すなわち下校前に災害が予測されるときは、直接生徒に指示するが、夜間等の緊急の場合には、各学校の独自の連絡網を通じて各家庭に連絡する。

また、授業時間中において、災害が発生するおそれのあるときは、各学校において生徒の安全について十分に配慮し、校長の判断により適切な措置を講じる。授業や行事等を中止し、下校させる場合は、安全確保に万全を期すとともに直ちにその旨を教育委員会に報告する。

3 応急教育の実施

災害時において、教育の中断を防ぐための応急教育はおおむね次のとおり実施する。

- (1) 被害の程度によっては臨時休校とし、夏期休業日等を利用する振替授業によって教育の中断を防ぐ措置をとる。
- (2) 被害が甚大な場合は、校舎再建又は仮校舎ができるまで近隣地域の学校の余剰教室及び使用可能な公共施設を臨時活用する。このような状況で通常の授業を確保し難いときは、二部制授業を実施する。
- (3) 校舎の一部が被害を受けた場合は、その被害の程度によって異なるが、できる限り学級の編成替え等の臨時措置により、応急的な授業を行う。
- (4) 災害により教職員の欠員が生じたため教育上の支障が大きいときは、県計画に準じた操作（学校内、町内、支部内、県内の順で教職員調整）を行い、教師又は臨時教師等の派遣を受けて授業を実施する。

4 学用品の給与対策

「災害救助法」が適用されない場合は、被災児童、生徒及び家庭の被害状況を調査して、その被害により生計が著しく困難となった生活保護世帯、準要保護世帯及びその他特に町長が必要と認める世帯の生徒には、学用品（教科書を除く。）の経費を助成する措置をとる。

5 給食に関する措置

給食施設に被害があった場合は、給食実施の可否について次の事項に留意して決定する。

- (1) 給食施設等が被災して給食の実施が困難な場合は、応急措置を施して速やかに実施できるように努める。
- (2) 災害時に、給食施設が被災者用の炊き出しに利用される場合を考えられるので、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努める。
- (3) 被災地においては感染症発生のおそれがあるので、特に衛生面には厳重に注意する。

6 災害救助法が適用された場合の措置方法（知事から委任を受けた場合）

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達し、知事から委任を受けた場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 学用品の給与対策

ア 対象者

災害によって住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ）を対象とする。

イ 給与の方法

- ① 学用品の給与は知事が実施し、町長は県の配分計画表に基づいて、被災児童と生徒の被害状況別、小中学生別に割当てて給与する。ただし、学用品の給与を迅速に行うため、町が県から委任を受けた場合は、学校長の協力を得て教育部において調達配分する。
- ② 上記①ただし書により教育部が調達配分する場合、給与対象となる児童、生徒の人員及び教科書調達のために必要な学年別、教科別、発行所別調査は、被災児童、生徒が在籍する学校の学校長が行う。

ウ 学用品の品目

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

エ 学用品給与のための費用の限度と期間

① 費用

学用品供与のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

② 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間を延長することができる。

(2) 書類の整備保管

学用品を給与したときは、次の書類を整理し、保管する。

- ア 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- イ 学用品の給与状況（同様式18）
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 物資払出証拠書類

第7項 住宅対策計画

[施設部]

災害により住家を喪失した被災者に仮設住宅を建築し、或いは災害のため被害を受けた住家に対して居住のため必要最小限度の応急補修を施して、一時的な居住の安定を図る。

1 実施担当者

応急仮設住宅建設に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、施設部が担当する。

2 対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住宅が全焼、全壊、流失した者であって、居住する住家が無く、自らの資力では住宅を建設できない者とする。

なお、入居者の選定に際しては、高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

3 実施方法

上記対象者に対して町営住宅の住み替え（特定入居）措置を優先して行い、必要がある場合に応急仮設住宅を建設する。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法（知事から委任を受けた場合）

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達し、知事から委任を受けた場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住宅が全焼、全壊、流失した者であって、居住する住家が無く、自らの資力で住宅を建設することができない者とする。

イ 設置の方法

知事が建設業者に請負させて建築するのを原則とするが、町が県から委任を受けた場合は、施設部が建設業者に請負させて行う。応急仮設住宅建築場所は、災害地域その他を考慮して決定する。

ウ 設置戸数

災害救助法適用単位の全失戸数の3割以内。やむを得ない場合は、県本部長の承認を得て、市町村相互間において対象戸数の融通ができる。

エ 建物の規模及び費用の限度

仮設住宅建設のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

オ 建築の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに設置する。

カ 住宅の給与及び期間

① 応急仮設住宅に収容する入居者の選考については、民生委員の意見を参考とし、被災者の資力、その他生活条件を十分調査して決定する。

② 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう指導する。

③ 被災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から2年以内とする。

キ 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り入居者の状況や利便性に配慮する。

(2) 住宅の応急修理

ア 対象者

災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で自らの資力で応急処理ができない者とする。

イ 応急修理の方法

知事が「(1) 応急仮設住宅の設置 イ 設置の方法」に準じて行う。

ウ 応急修理戸数

災害救助法適用市町村単位の半焼、半壊戸数の3割以内。

エ 応急修理の規模及び費用の限度

応急修理のための費用の限度を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示す。

オ 応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(3) 応急仮設住宅の管理

ア 本部長（町長）は、知事からの委任を受けて災害救助法による応急仮設住宅について運営管理を行う。

イ 家賃及び維持管理

① 家賃は無料とする。

② 維持修理は、入居者において負担する。

③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

ウ 応急仮設住宅台帳の作成

本部長（町長）は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居誓約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提供するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅等への転居を進めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。

① 公営住宅法による住宅の設置又は入居

② 各種貸与制度等による住宅資金のあっせん

③ 社会福祉施設等への収容

(4) 書類の整備保管

ア 応急仮設住宅の場合

この住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し、保管する。

① 救急実施記録日計票（災害救助法様式）

② 応急仮設住宅台帳（同様式8）

- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
- ⑥ 工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑦ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

イ 住宅の応急修理の場合

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し、保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、材料輸送簿等を整備する。

- ① 救助実施記録日計票（災害救助法様式）
- ② 住宅応急修理記録（同様式16）
- ③ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ④ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

5 公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、町が建設し管理する。

ただし、被害が広域的且つ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

6 公営住宅法による既設町営住宅復旧事業

既設町営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害により滅失し、又は著しく損傷した場合、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

7 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

第8項 福祉活動計画

[救助部]

災害に対して弱い立場にある高齢者、障害者、乳幼児等の安全を確保するとともに、町と自治会（自主防災組織）等は相互に協力し、災害時においても可能な限り福祉サービスを維持し、要配慮者の生活基盤の再建を支援する。

1 要配慮者の把握

(1) 要配慮者の発見

町は、災害発生後直ちに、地域住民や自治会（自主防災組織）等の協力を得ながら、居宅に取り残された高齢者、障害者等の要配慮者及び被災による孤児等の要保護児童の迅速な発見保護に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、要配慮者等を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

(3) 被災状況とニーズの把握

被災した要援護高齢者、障害者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において福祉ニーズを把握する。

ア 町は、要配慮者等の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

イ 町は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

ウ 町は、情報を集約し、被災の状況に応じて、県、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や要配慮者の施設等への入所が行える体制を確立する。

2 共通項目

(1) 民生委員、児童委員、ボランティア等による支援及び相談

(2) 精神的ダメージ(PTSD)を負った人への相談業務（カウンセラー及び保健師等の確保）

(3) 巡回医療等の実施

(4) 仮設住宅や公営住宅への優先入居

(5) 必要物資等の確保及び供給

高齢者や障害者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具、補聴器等）、児童用の粉ミルク、おむつ等の育児用品など

(6) 避難所における介護スペースの確保

(7) 冷暖房等の配慮

(8) 社会福祉施設の早期復旧と平常業務の早期再開

3 高齢者

(1) 避難所での介護・支援体制づくり

(2) 寝たきり高齢者等の社会福祉施設への一時的入居措置

(3) ホームヘルパーや保健師による公的支援及び相談業務

4 障害者

- (1) 障害者への介助・支援体制づくり
- (2) 社会福祉施設への一時的入居措置
- (3) 被災直後の火気点検等の安全対策の指導
- (4) 公的サービスによる支援及び相談業務

5 その他の要配慮者

- (1) 生活困窮者の相談業務
- (2) 外国人の相談業務
- (3) 法律相談窓口等の開設
- (4) 難病患者の相談業務

第9項 罹災証明の発行

[総合調整部、消防水防部]

罹災証明は、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める被災者に関する事務の一環として、被災者の応急的且つ一時的な救済を目的に、町長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

ただし、火災の罹災の場合は消防署長が消防法に定める火災の原因及び損害の調査を実施し、罹災証明を発行する。

1 実施担当者

罹災証明の発行に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

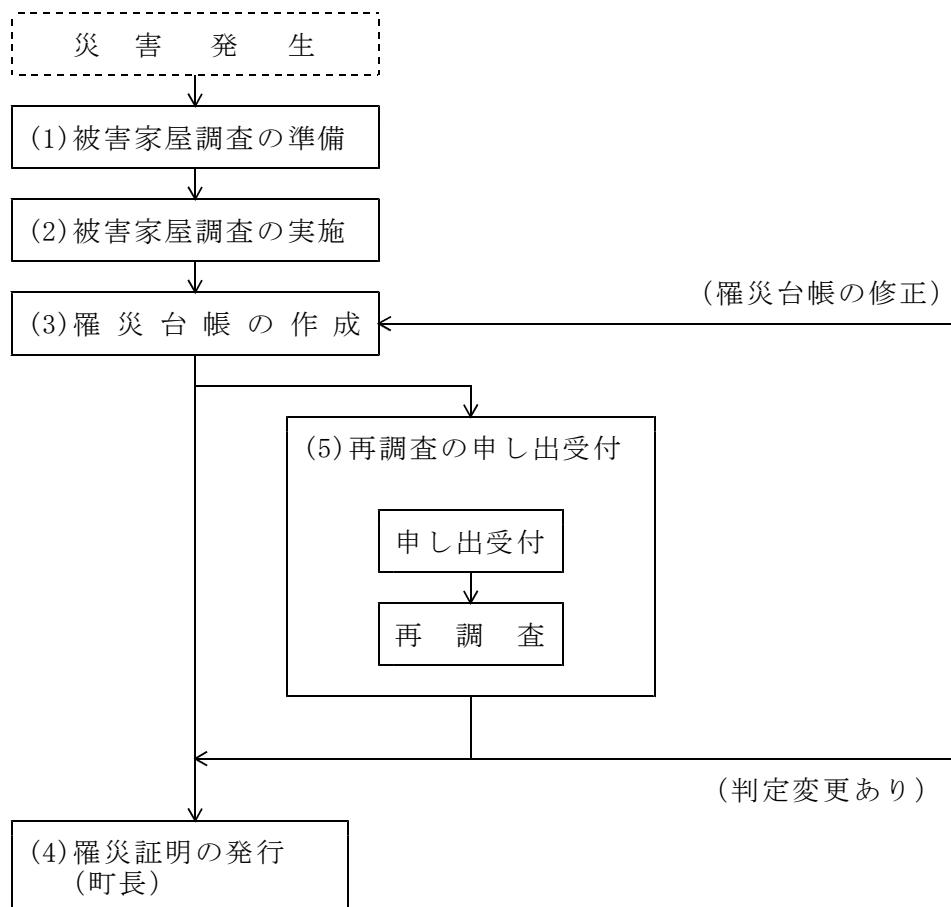
2 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の種別の証明を行う。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において証明の発行が必要な場合は、町長が行う罹災証明で対応する。

罹災の種別：全壊、流失、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

3 罹災証明発行（損壊家屋の罹災証明の発行）の流れ



(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、総合調整部は、次の準備作業を実施する。

ア 建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、県、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、宿泊場所等の手配を行う。

(2) 被害家屋調査の実施

ア 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

(5) 再調査の申し出受付と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、止むを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

総合調整部は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明を発行する。

4 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第10項 災害救助法適用計画

[救助部]

水災、火災、風害、地震、その他災害の種類の如何にかかわらず、災害にかかった者の生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、災害に際して、応急の一時的な救助を実施する。

1 救助の種類

「災害救助法」に基づく救助については、和歌山県地域防災計画に基づき県知事が実施する。町長はこの救助について全面的に補助し、また、法第30条第1項の規定により救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を町長が行うこととされた場合は、「災害救助法」の規定に基づき救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかったものの救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金の貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の捜索
- (12) 遺体の処理
- (13) 障害物の除去
- (14) 応急救助のための輸送
- (15) 応急救助のための賃金職員等雇上

2 実施担当者

「災害救助法」適用手続及び救助実施状況の報告に係わる業務の実施は救助部が相当する。

3 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用は、本町の被害が次の各号の一つに該当する場合であって、真に救助を必要とする場合に適用される。

- (1) 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が40世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯が(1)の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が1,500世帯以上で、20世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯が(1)及び(2)に達しないが、被害が広範囲にわたり全県下の被害世帯数が7,000世帯に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 町が(1)～(3)の基準に該当しないが、次の各号の一つに該当し、知事において特に救助

を実施する必要があると認めた場合は、救助法による救助を実施することがある。

- ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、罹災者の救助に特殊な補助方法を必要とするもの
- イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、特殊な技術を必要とするもの
- ウ 船舶の沈没あるいは交通機関の事故により、多数の者が死傷した場合
- エ その他多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

4 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。
 - (2) 半壊、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
 - (3) 床上浸水、土砂のたい積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。
- なお、被害の程度については、被害状況認定及び報告書記入の基準による。

【災害救助法適用基準世帯数】

平成27年度国勢調査人口

	平成27年 人 口	適 用 世帯数	1,500世帯以上が被害のあった場合の 適 用 世 帯 数
由良町	5,837	40	20

5 適用手続

- (1) 町長（本部長）は、本町における災害による被害の程度が、前記3の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに法の適用について協議する。
- (2) 町長（本部長）は、前記第3の「災害救助法の適用基準」の(3)及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、町長（本部長）は法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に掲載する。

なお、救助の期間については止むを得ない特別の事情があるときは、救急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

7 救助実施状況の報告

- (1) 発生報告

本部長（町長）は、救助に着手したときは、直ちにその状況を知事（福祉保健総務課）に報告する。

(2) 中間報告

救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

(3) 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

(4) 報告に当つての留意事項

ア 緊急を要するもの、又は特に指示した事項については、速やかに報告する。

イ 緊急の報告手段としては電話とする。ただし、電話が途絶した場合は、和歌山県総合防災情報システム又は口頭による。

第11項 被災者生活再建支援法の適用計画

[救助部]

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に全部委託、又法人から市町村へ一部委託し、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

1 適用基準

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

【災害救助法施行令（第1号関係）】

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
50,000人未満	30
50,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

【災害救助法施行令（第2号関係）】

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊した県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県、又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）、又は2世帯以上の住宅が全

壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2 対象となる被災世帯

対象となる被災世帯は、支援法が適用された自然災害において次の(1)～(4)のいずれかに該当する世帯である。

- (1) 住宅が、全壊（全焼・全流出）した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

3 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知」等により町が被害認定を行い、県はその取りまとめを行うこととする。

4 支援金の支給額及び申請手続き・提出書類

(1) 支援金の支給額

支給額は、下表に示す2つの支援金の合計額となる。

但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(1)に該当)	解体 (2(2)に該当)	長期避難 (2(3)に該当)	大規模半壊 (2(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。

(2) 申請手続き・提出書類

(申請窓口)	町担当課窓口
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13ヶ月以内 ②加算支援金：災害発生日から37ヶ月以内

5 町の事務体制

- ・制度の周知（広報）
- ◎住宅の被害認定
- ◎罹災証明等必要書類の発行
- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎支給申請書の受付・確認等
- ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- ◎使途実績報告書の受付・確認等
- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金の納付に係る請求書の交付
- 延滞金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

※「◎」印は、町で行う事務、「○」印は、委託を受けて行う事務、「・」印は、必要な事務

第12項 災害弔慰金等の支給及び資金の貸付計画

[救助部]

災害による死亡者の遺族に対する弔慰金及び精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給並びに住居、家財等に損害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸与、また、自然災害に限定せず災害罹災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資はこの計画の定めるところによる。

1 災害弔慰金の支給（根拠：由良町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成25年3月22日条例第6号）

(1) 実施責任者

自然災害により死亡した者がある場合に、町長がその遺族に対し、災害弔慰金を支給するものである。

(2) 災害弔慰金の額の範囲

ア 死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
イ その他の場合	250万円

(上記ア、イにおいて死亡者がその死亡に係る災害に関し、「2 (2) 災害障害見舞金の額の範囲」に定める支給を既に受けている場合はこれらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。)

2 災害障害見舞金の支給（根拠：同上）

(1) 実施責任者

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、町長が災害障害見舞金を支給するものである。

(2) 災害障害見舞金の額の範囲

ア 障害者がその属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
イ その他の場合	125万円

3 災害援護資金の貸付（根拠：同上）

(1) 実施責任者

自然災害により住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、町長が貸付を行うものである。

(2) 災害援護資金を貸付できる金額及び範囲

ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷があり、且つ次のいずれかに該当する場合	
① 家財について被害金額がその価額のおおむね3分の1以上の損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
② 家財の損害があり、且つ住居の損害がない場合	250万円
③ 住居が半壊した場合	270万円
（特別の事情がある場合）	350万円
④ 住居の全体が全壊した場合	350万円
イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がなく、且つ次のいずれかに該当する場合	

① 家財の損害があり、且つ住居の損害がない場合	150万円
② 住居が半壊した場合	170万円
	(特別の事情がある場合250万円)
③ 住居が全壊した場合 (④の場合を除く。)	250万円
	(特別の事情がある場合350万円)
④ 住居の全体が滅失した場合	350万円
(3) 所得制限の基準額	
同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。	
(4) 貸付金借入申請期間は、災害発生の日から3ヶ月以内とする。	
ア 償還期間	10年以内
イ 据置期間	3年 (特別の事情があると認めた場合は5年)
ウ 貸付利子	据置期間中無利子とし、据置期間経過後は年3%

4 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸与

(1) 実施責任者

生活福祉資金（災害援護資金）の貸与は由良町社会福祉協議会が窓口となり、和歌山県社会福祉協議会が実施する。

(2) 貸与の対象

ア 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税率度）。

イ 障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯。

ウ 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者等）。

(3) 生活福祉資金貸付条件

生活福祉資金貸付条件は、県計画に準ずるものとする。

第9節 衛生関連に関する計画

第1項 防疫対策計画

[防疫部]

災害発生に際し、迅速的確に防疫対策を実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期す。

1 実施担当者

防疫に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、防疫部が担当する。

災害時の防疫については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に消毒その他の措置を命ずることができる。

ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、知事は、本部長（町長）に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

2 消毒その他の措置

(1) 消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬（両性界面活性剤等）を用いて行う。

ア 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

イ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(2) ねずみ族及び昆虫等の駆除方法は次の掲げる基準に従い行う。

ア 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

イ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(3) 防疫の方法

ア 質問及び調査（法第35条第4項）

感染者の質問及び調査を知事が必要あると認めた場合は実施するが、交通事情その他の事情により実施困難な場合等を考慮し、本部長（町長）が必要と認めた場合は県に準じて行う。

イ 患者の処遇

感染症の患者が発生した場合は、原則として2類感染症は第2種感染症指定医療機関の国保日高総合病院へ、1類感染症は第1種感染症指定医療機関へ県において移送し、入院させることができる。

ウ 避難所の衛生管理及び防疫指導

「避難計画」により避難所を開設したときは、施設の管理者の協力を得て避難所の防疫活動を実施し、指導の徹底を図る。

エ 臨時予防接種の実施

原則として県が実施するが、本部長（町長）において緊急必要と認めた場合は、県と連絡のうえ実施する。

(4) 防疫班の編成

災害時においては、防疫部が防疫班を編成する。

3 防疫に必要な資機材等

必要最小限の防疫薬品を確保し、常に備蓄する。

4 防疫活動等の報告

(1) 報告

町は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式により、御坊保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- ア 被害の状況
- イ 防疫活動状況
- ウ 災害防疫所要見込額
- エ その他

(2) 記録の整備

おおむね次の書類を整備し保管するものとする。

- ア 災害状況報告書
- イ 防疫活動の状況報告書
- ウ 消毒に関する書類
- エ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- オ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- カ 患者台帳
- キ 防疫作業日誌
- ク 防疫経費所要額調及び関係書類

第2項 清掃対策計画

[施設部、防疫部]

災害発生後に被害家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、ごみ、し尿、ガレキ等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。

1 実施担当者

ごみ、し尿、ガレキ等の処理に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、ごみ、し尿は防疫部が、ガレキ等は施設部が担当する。

なお、実施担当者は特に以下の点について配慮するものとする。

- (1) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物（ガレキ）の処理の必要性や収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努めるものとする。
- (2) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとする。

2 一般ごみ

(1) 集積

一般家庭からのごみ収集は、地区毎に臨時集積場所を定めて集積する。なお、その場合には、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つものとする。

また、災害時においても原則として分別収集とする。

(2) 収集

ごみの収集は、収集運搬許可業者を活用して対処する。

ただし、業者の現有能力だけでは業務の実施が不可能な場合は、必要に応じてダンプ車及び業務員を借上げて実施する。それでも、なお不足する場合は県に要請し、近隣市町村、自衛隊等の協力を求める。

(3) 処理

一般ごみの処理は、御坊広域清掃センターへ搬送して行う。

ただし、同処理場で処理が困難な場合は県へ要請し、処理施設のあっせんを求める。

(4) 県への協力要請

本部長（町長）は、災害廃棄物の処理等の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

3 し尿

(1) 収集

災害等により広範囲にわたり、し尿の収集を必要とする事態が発生した場合、収集運搬許可業者を活用して対処する。

ただし、業者の現有能力だけでは業務の実施が不可能な場合は県へ要請し、近隣市町村

等へ協力を求める。

(2) 処理

し尿の処理は御坊クリーンセンターに搬送して行う。

ただし、同処理場での処理が困難な場合は県へ要請し、処理施設のあっせんを求める。

(3) 県への協力要請

本部長（町長）は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ同連合会及び同協会に協力を要請するものとする。

(4) 仮設トイレ

災害により、し尿の処理、水道の復旧に時間が必要となった場合、町（防疫部）は次の手順により仮設トイレを設置する。

ア 情報の収集及び連絡

避難所等の収容人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

イ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

① し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

② あらかじめ仮設トイレの確保体制の整備に努める。

ウ 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮をする。

4 ガレキ等

(1) 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかにガレキの発生量を把握するものとする。

(2) 仮置場の確保

ガレキ等が大量となり、又は処理に長時間を要すると見込まれる場合、町が所有する空地、公園にガレキ仮置場を確保する。また、町所有地のみで対処が困難な場合は、必要に応じ所有者の同意を得て民有地を借りるなどして確保する。

なお、ガレキ仮置場はあくまでも一時的なもので、最終処理用地が定まったときは速やかに移送する。

(3) 処理活動

ア ガレキ処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ ガレキの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ ガレキ処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、県に応援を要請する。

オ ガレキの焼却処分にあたっては、焼却できるものと分け、焼却炉により処分するものとする。

カ その他、ガレキ等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう、監視するものとする。

(4) 県への協力要請

本部長（町長）は、災害廃棄物の処理等の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

5 ペット等の遺体

ペット（犬・猫類）の遺体の処理は、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で行うこととするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、防疫部が収集し、処理する。

6 報告その他

(1) 事務処理

本部長（町長）は、災害により廃棄物が発生したときは、直ちに御坊保健所を経由のうえ、県循環型社会推進課へ報告するものとする。

(2) その他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

第3項 環境対策の実施

[防疫部]

災害による有害物質の漏洩や廃棄物の不法投棄等の防止対策について定める。

1 実施担当者

環境対策に係わる業務は、本部長（町長）が県（御坊保健所等）と協力して実施し、防疫部が担当する。

2 被害状況の把握

県、関係機関及び事業者等と連絡を取り、有害物質の漏出の有無、汚染状況等必要な情報の早期把握に努める。

3 廃棄物（ガレキ等）の処理に伴う環境汚染防止の指導

災害により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を発見した場合、関係者に対し、適切な処分・処理を指導する。

第4項 動物保護管理計画

[防疫部]

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物愛護関係団体等との協力体制を確立する。

1 災害時動物救援本部への要請

災害時には、県、県獣医師会及び動物愛護団体等が連携して災害時動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。

このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。

- (1) 避難所での動物の飼養状況の把握
- (2) 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- (3) 動物愛護ボランティアの派遣
- (4) 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物預り施設を一定の期間設置）
- (5) 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
- (6) 家庭動物に関する相談の実施等
- (7) 動物に関する寄付金の管理・配分
- (8) 県外からの受援体制の確保

2 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、県、県獣医師会、動物愛護団体等が協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。

3 避難所における動物の適正な飼養

町は避難所に飼養場所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第10節 自発的支援の受入計画

第1項 災害ボランティア受入計画

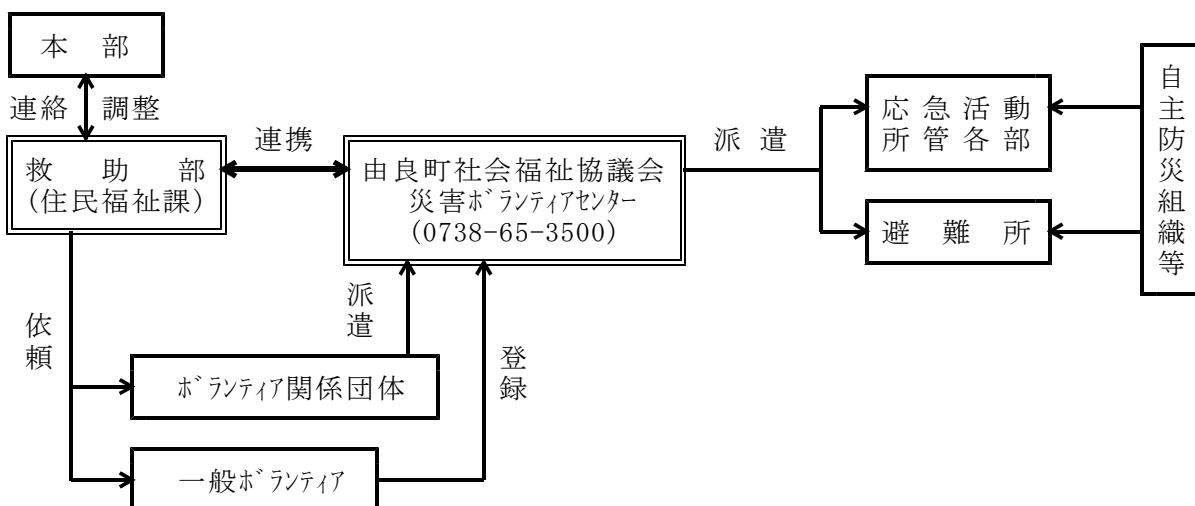
[救助部]

災害応急対策の実施にあたって町の防災体制で対応できない場合は、次の方法で災害ボランティアを確保する。

1 実施体制

災害ボランティアの受入は町（救助部）、社会福祉協議会を中心として、関係各部との連携のうえで実施する。

【救援活動要員確保の実施体制】



2 災害ボランティアの確保

災害時における災害ボランティアの重要性に鑑み、災害ボランティアとして登録している民間団体又は個人に対して救援活動への協力を依頼する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

多数の災害ボランティアが必要となる場合は由良町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行ってその活動を支援する。この運営は社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同で行い、相互に緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

(2) 一般ボランティア

町（救助部）は、テレビやラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。応募のあった災害ボランティアは災害ボランティアセンターに登録し、災害ボランティアを必要とする自治会や避難所の要請内容を確認したうえで派遣する。

(3) 専門的技能を有する災害ボランティア

町（救助部）、社会福祉協議会は、各部から専門的技能を有する災害ボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで関係団体等に対して災害ボランティアの派遣を依頼する。

- ア 医療、助産分野
- イ 心身障害者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ウ 建築分野（建築物応急危険度判定士）
- エ 語学分野
- オ 輸送分野
- カ 情報通信分野
- キ その他専門的な技能を有する分野

(4) 県への協力要請

県にボランティア支援を協力要請する場合は、活動地・必要人員・活動地への移動手段等必要な情報提供を行うものとする。

3 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は次のとおりとし、災害の状況等によって必要があれば適宜変更、追加する。

活動項目	活動内容等
炊き出し (食料供給)	<ul style="list-style-type: none"> ア 炊き出し拠点施設、避難所等での活動 イ 炊き出しのための必要数量の把握
物資の仕分け	<ul style="list-style-type: none"> ア 輸送拠点（地域防災拠点）、避難所、公共施設での町民や他市町村からの物資の受け入れ及び搬入作業 イ 物資の数量、品目種類等の整理、把握 ウ 必要物資・数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配付
物資の搬送	<ul style="list-style-type: none"> ア 救援物資集積場を中心とした避難所等への配送
物資の寄贈	<ul style="list-style-type: none"> ア 民間、団体等からの物資提供
募金活動	<ul style="list-style-type: none"> ア 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ・取り組み
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ア 指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 イ 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ウ 避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 エ 問い合わせ等への対応
介助・支援	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所・救護所等の負傷者、被災者、高齢者等の介助 イ その他負傷者・要配慮者等に対する介助活動、健康チェック、相談への対応 ウ 要配慮者の避難生活支援・介助、要配慮者の自立のための支援 エ 在宅居住被災者への支援
被災者受入	<ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者等で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）
情報伝達 ・広報	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報、広報紙配布等 イ 外国語による外国人への情報伝達・広報、広報紙の配布等

第2項 義援金・義援品の受付・交付

[救助部]

県及び由良町社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力のもと統一的な基準により義援金・義援品の受付・交付を行う。

ただし、具体的な運用については、本部長（町長）の判断により決定する。

1 実施担当者

義援金・義援品の受付・交付に係わる業務は、本部長（町長）が実施し、救助部が担当する。

2 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは、以下の機関から受けるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県段階	県知事、日本赤十字社和歌山県支部長、和歌山県共同募金会等	県知事
〃	日高振興局長	日高振興局長
町段階	町 長	町 長

※ 日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日本赤十字社和歌山県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日本赤十字社支部等から供給するものとする。

3 義援金・義援品の募集

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて義援金・義援品の募集を呼びかける。

4 義援金の受付及び保管

救助部に義援金の受付窓口を開設し、必要に応じ金融機関において保管する。

5 義援金の配分

義援金配分委員会（事務局：住民福祉課）を設置し、関係機関と調整のうえ、公平且つ適切な義援金の配分基準を設定する。

6 義援金の交付

被災者からの申請と被害調査結果をもとに発行される罹災証明書により義援金を交付する。

義援金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の方式で交付する。

7 義援品の配布

義援品の配布は、第2編第2章第8節第3項「生活必需品給（貸）与計画」に準じて行う。

第3項 労務計画

[救助部]

災害時における労働者を確保し、労働供給を円滑にして災害応急対策の迅速化を図る。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労働者の確保は、本部長（町長）が実施し、救助部が担当する。

ただし、災害の程度、規模等により、町内で確保できないときは、下記により労働者を確保する。

(1) 公共職業安定所への依頼

ハローワーク御坊

所在地 御坊市湯川町財部943

電話 0738-22-3527

(2) その他

(1)により労働者の確保ができないときは、知事に対し、文書又は電話等により要請する。

2 労働者の要請

労働者の要請は、次の事項を明らかにして行う。

ア 所要労働者数

イ 作業従事場所

ウ 作業内容

エ 労働条件

オ 宿泊施設の状況

カ その他参考事項

3 災害救助法が適用された場合の措置方法

第2編第2章第8節第10項「災害救助法適用計画」の適用基準に達した場合は、災害救助法に基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが災害救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

- ① 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。
- ② 医療班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員。
- ③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとな

った患者を輸送するための要員。

ウ 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員。

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救援用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食料品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員。

カ 遺体の搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処置（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(2) 労働者の賃金

応急救助のために支出する賃金のうち、災害救助法の適用がある場合における、賃金の額は、地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(3) 労働者雇用の期間

応急救助のため労働者雇用を認められる場合の雇用期間は、当該救助（(1)のア～キ）の実施が認められる期間とする。

(4) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

ア 救助実施記録日計票

イ 賃金職員等雇上げ台帳

ウ 賃金支払関係証拠書類

第11節 その他災害応急対策計画

第1項 危険物施設等災害応急対策計画

[総合調整部、防疫部、施設部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署、施設責任者]

1 危険物施設

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性があり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡、協力のもとに、迅速的確な災害応急対策を実施する。

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、危険物関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、日高広域消防事務組合消防本部等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出或いは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 日高広域消防事務組合消防本部及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取り扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置をとる。

(2) 町

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示(緊急)等必要な応急対策を実施する。

2 高圧ガス貯蔵施設

高圧ガスによる災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合は、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。

(3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

(4) 必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、(一社) 和歌山県LPG協会又は

関係事業所の応援を求める。

3 火薬類貯蔵施設

火薬類による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合は、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 火薬類貯蔵施設等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署に通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

4 毒物・劇物保管施設

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民が保健衛生上危害を受け、又は受けおそれがある場合における応急対策については、町、県、日高広域消防事務組合消防本部、その他関係機関の協力のもとに、本計画により実施する。

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、御坊保健所・日高広域消防事務組合消防本部又は御坊警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 町は、御坊保健所及び御坊警察署と連携し、毒物・劇物の流失、散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道使用者・井戸水使用者に対して通報を行う。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握して行動する。

5 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

(1) 輸送従事者

- 輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講じる。
- ア 日高広域消防事務組合消防本部及び御坊警察署に通報する。
 - イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
 - ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
 - エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求めて適切な措置を講じる。

(2) 町

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示(緊急)等必要な応急対策を、本地域防災計画に準じて行う。

6 有害物質流出等

有害物質の流出及び石綿の飛散により町民の健康被害が生じる又はそのおそれがある場合の応急対策についてはこの計画により実施する。この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

【A】大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）

【B】水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質

なお、事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施し、事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

(1) 石綿飛散応急対策（上記【A】の物質）

石綿飛散応急対策については、「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。

ア 町は、県と協力してアスベスト台帳に基づき石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び町民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2) 有害物質流出応急対策（上記【B】の物質）

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に基づき行うものとする。

ア 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ 事業者は水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。

ウ 町及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

エ 事業者は、被災状況に応じて有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、町及び県の協力を得て実施する。

オ 事業者は、有害物質の流出により町民の健康に被害が生じるおそれがある場合は、町及び県等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第2項 林野火災応急対策計画

[日高広域消防事務組合消防本部、総合調整部、消防水防部]

林野火災から自然環境と町民の生命財産を守るために、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、町、森林所有者・管理者（以下「森林所有者等」という。）、地域住民、日高広域消防事務組合消防本部、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

1 計画内容

(1) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに日高広域消防事務組合消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

イ 日高広域消防事務組合消防本部の対応

通報を受けた日高広域消防事務組合消防本部は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

① 町 地域住民及び入山者等の一時滞在者の安全確保

② 消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

③ 森林所有者等 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

④ 県災害対策課 県防災ヘリコプターの緊急運航

⑤ 御坊警察署 消防車両の通行確保のための交通規制

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

(2) 消火・救出活動

ア 火災防ぎよ活動の実施

現場に出動した消防団は、消防隊・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

① 情報収集

消防団は、消防隊とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防団に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

② 消火活動の実施

消防団は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察

し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し消防団はその指揮下に入る。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

町、御坊警察署、消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、入山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消防長は、単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

ウ 鎮火後の措置

日高広域消防事務組合消防本部等は、林野火災鎮火後も再発に備えて、しばらく警戒にあたる。

第3項 海上災害応急対策計画

[総合調整部、和歌山海上保安部]

海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

1 実施機関

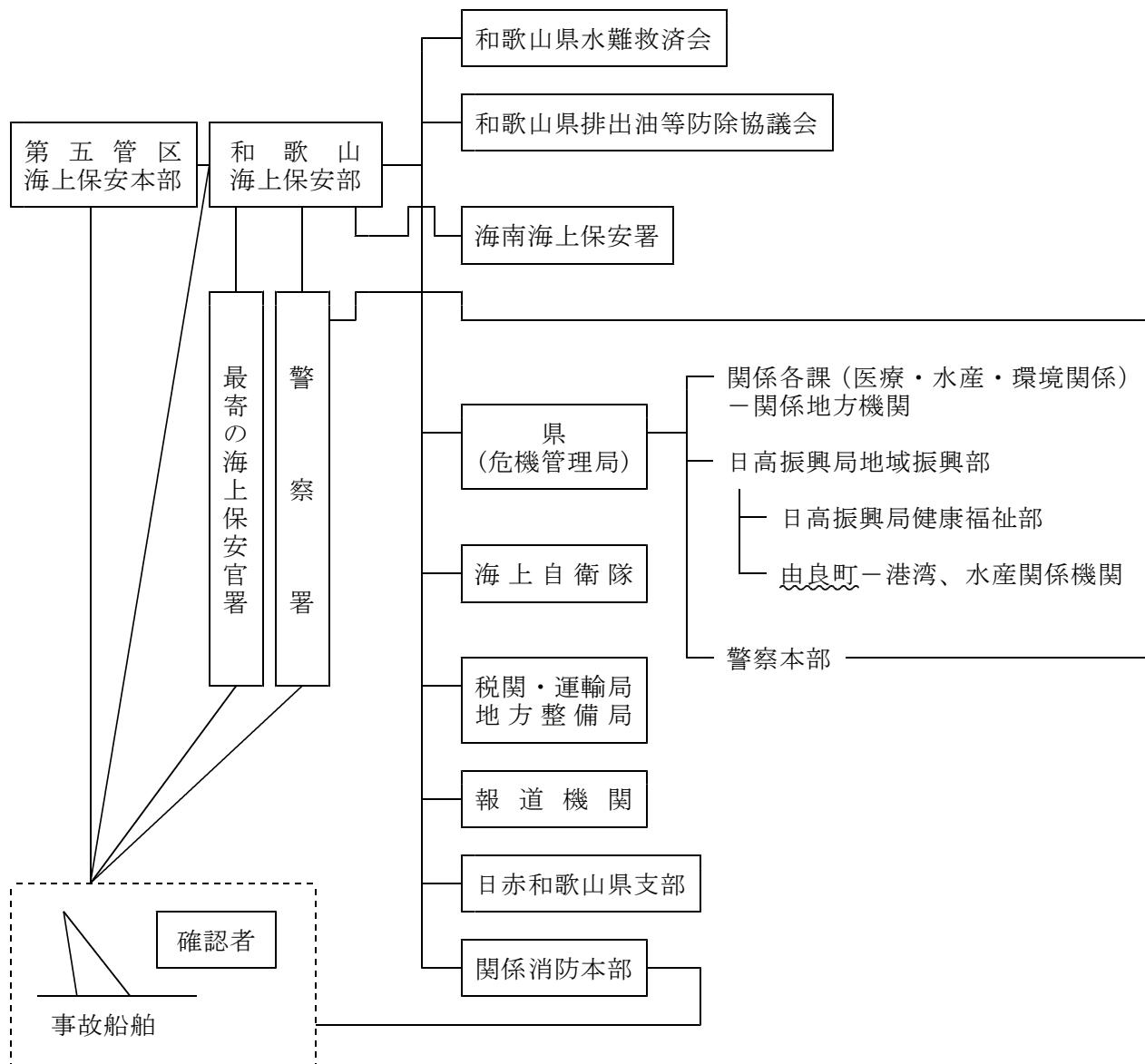
実 施 機 関	担 当 業 務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
町	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
県	
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力
海上灾害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言

2 実施要領

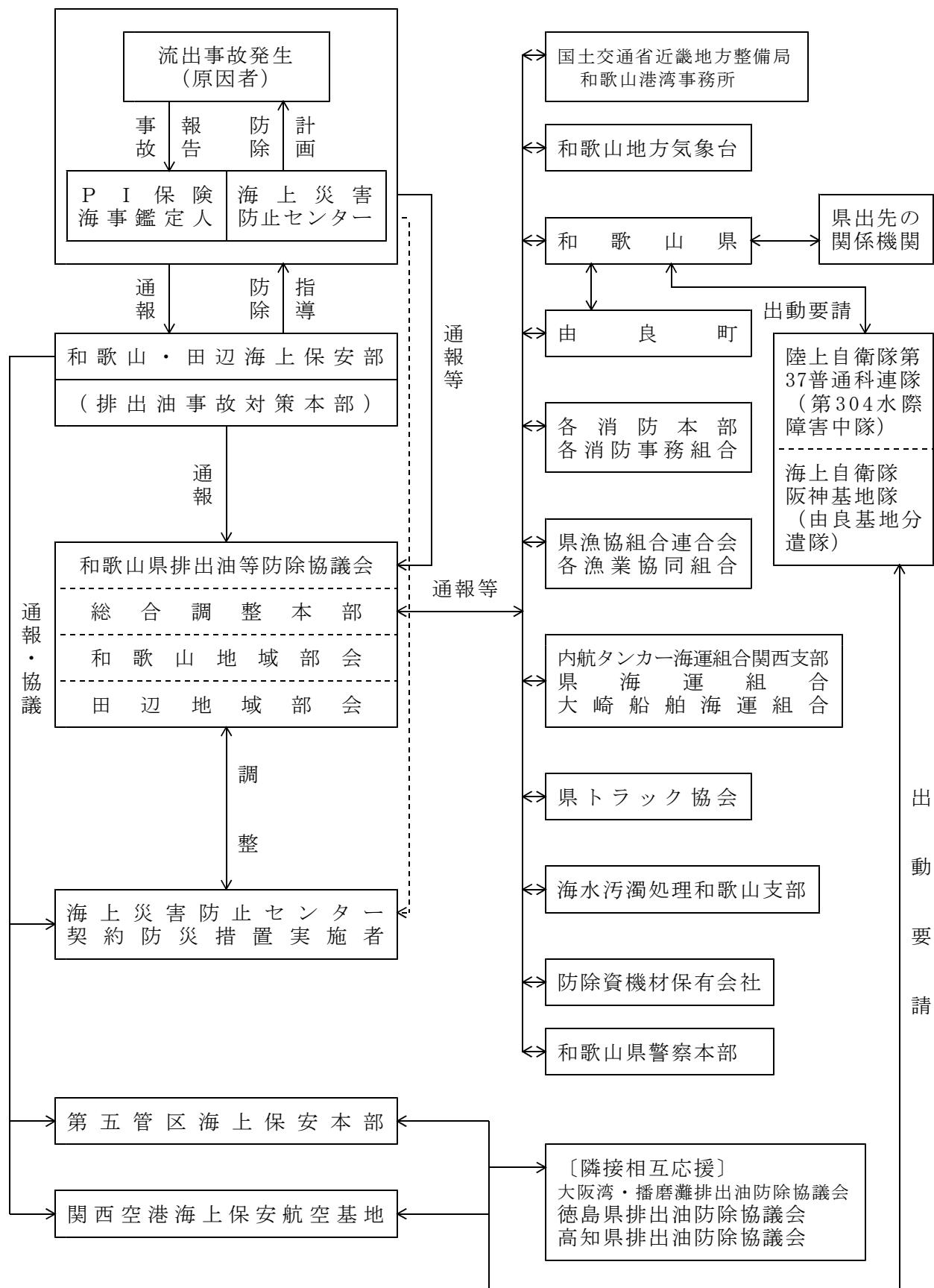
(1) 通報連絡体制

防災関係機関等における通報、連絡は、次により行う。

(但し、流出油事故災害の場合は、下記の他、和歌山県流出油災害対策協議会の連絡体制を併用する。)



(2) 和歌山県排出油防除協議会連絡体制



(3) 船舶に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

(4) 住民に対する周知

機関名	周知手段	周知事項
由良町	広報車、防災無線等	ア 災害の状況 イ 防災活動の状況 ウ 火気使用及び交通等の制限事項 エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項
警察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	
放送局	ラジオ、テレビ	

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

3 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

実施機関は、流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
由良町	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油の漂着に係る監視パトロール
和歌山県	流出油の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

4 応急措置

(1) 海上流出油対策（すべての重油等海上で回収することが不可能な場合を想定）

各実施機関は、海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着し、又は漂着のおそれがある場合は、流出油災害の拡大を防止するため、県排出油防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	<p>ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ハ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 ジ 遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止措置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令。 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言</p>
和歌山県	<p>ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ハ 防除資機材の調達 ジ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去</p>
由良町	<p>ア 流出油の状況調査 イ 関係機関との連絡調整 ハ 防除資機材の調達 ジ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管</p>
海上災害防止センター	<p>ア 海上保安庁長官等の指示による排出油の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ハ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 ジ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言</p>
その他の関係機関	海上保安部署、県、町等が実施する応急措置に対する協力

5 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力且つ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長又は町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議のうえ、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構 成	海上保安部、県、警察、由良町、日高広域消防事務組合消防本部、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設 置 場 所	海上保安部署庁舎又は事故現場に近い適当な場所（由良町役場等）
任 務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ の 他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

6 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努める。

※油等：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する有害液体物質を示す。

第4項 突発重大事故対策計画

[総合調整部]

火災や事故に対しては、通常は日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署で対応するが、火災や事故の規模、形態によっては町の一部或いは全部による対応が必要となることもある。

ここでは、由良町において考え得る突発重大事故を想定し、突発事故発生時における事故対策計画を定める。

1 事故対策本部の設置及び閉鎖の基準等

(1) 突発重大事故の定義

突発重大事故とは、当該事故により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあり、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署のみでは対応が不十分となり、町の一部或いは全部による対応が必要となる規模の事故とする。

突発重大事故の形態は次のとおりとする。

- ア トンネル事故
- イ 自動車事故
- ウ 列車事故
- エ 爆発事故
- オ 毒・劇物事故
- カ 雑踏事故（将棋倒し事故を含む）
- キ その他

(2) 設置基準

町域において(1)による定義の突発重大事故が発生し、町長が、町の一部或いは全部による対応が必要と認めたとき。

(3) 閉鎖基準及び災害対策本部への吸収

- ア 突発重大事故対策が一応終了したとき。
- イ 突発重大事故発生のおそれがなくなり、事故対策本部の閉鎖が適当と町長が認めたとき。
- ウ 突発重大事故の拡大により災害対策本部が設置されたときは、事故対策本部は災害対策本部に吸収される。

(4) 設置場所

事故対策本部は原則として町役場に設置するが、突発重大事故の規模、形態に応じ適宜判断し、事故対策活動が円滑に行える場所に設置する。

2 事故対策本部の組織

(1) 事故対策本部

町長を事故対策本部長とし、由良町、由良町教育委員会、由良町消防団及び関係機関、事故原因者等を統括する構成であり、その組織は災害対策本部に準ずる。

(2) 現地事故対策本部

町長は、事故現場での応急対策や町役場等との連絡調整を円滑に進めるため、必要に応

じて事故現場に「現地事故対策本部」を設置できる。

現地事故対策本部長は町長が任命する者をもってて、事故対策本部の指示する事項を担当する。

3 事故対策本部の機能等

事故対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び突発重大事故の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

- (1) 事故情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項

第12節 広域一時滞在

[総合調整部、救助部、防疫部]

災害が発生し、広域一時滞在の必要があると認めるときは、県内、県外における避難者受入れに係わる広域一時滞在の協議を実施する。

広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民の受入れに協力する。

1 県内における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

ア 町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

イ 町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

ア 町は、県内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

2 県外における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

ア 町は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議する。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

ア 町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

3 被災住民に対する情報提供と支援

ア 被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

イ 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。